

平成27年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年9月11日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成27年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第3号]

平成27年9月11日(金)

午前10時00分 開議

会期 平成27年9月8日～9月18日(11日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	一般質問(7名) 1 石田 芳英議員 2 高橋 邦男議員 3 杉村 良一議員 4 師岡 伸公議員 5 原島 幸次議員 6 宮野 亨議員 7 清水 典子議員	---
3	陳情第1号	平和安全保障関連法案の廃棄を求める意見書採択についての陳情	不採択

(午後3時06分 散会)

午前10時00分 開議

○議長(前田 悦男君) 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日に限り、町広報担当者が議場内で写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第2 一般質問を行います。

通告のありました議員は7名であります。これより通告順に行います。

初めに、1番石田芳英議員。

〔1番 石田 芳英君 登壇〕

○1番（石田 芳英君） おはようございます。

平成27年第3回奥多摩町町議会定例会一般質問をいたします。

私からは2項目をさせていただきます。

最初に、ふるさと納税を推進し、奥多摩町のPRと税収増加をでございます。

国は、ふるさと納税で日本を元気にという地方創生の趣旨で、平成20年度よりふるさと納税を導入しましたが、特典として種々の特産品による還元で話題を呼び、また税収を増加させている市町村も多いと報道されております。

昨年度、ふるさと納税1位は長崎県平戸市で、12億7,884万円が寄付されたとのことでございます。ちなみに、昨日の新聞報道によりますと、お手元に新聞の記事をお配りしましたけれども、今年上半期にふるさと納税の額が一番多かった自治体は、将棋で有名な山形県天童市で、寄付額は11億68万円にのぼるということでございます。年々増えているということみたいでございます。

ふるさと納税は、工夫の仕方によっては町のPRになり、税収の増加にも貢献し、また、減少の場合は反対に地方交付税の一部算入がございまして、3番目として特典による町内事業者にも恩恵が得られ、一石三鳥の効果が期待されます。

上記を踏まえ、ふるさと納税は各曲面で、寄付者も受ける市町村も恩恵があり、いろいろなアイデアを盛り込める素地があり、地方創生の一丁目であると考えますので、以下2点についてお伺いいたします。

①現在、奥多摩町のふるさと納税の特典は、もえぎの湯の無料招待券10枚と、奥多摩山里歩き絵図とのことですが、平成20年度導入以来、今までの特典の状況や寄付額の状況など、現況についてお伺いいたします。

②点目としまして、本年度税制改正により、ワンストップ方式による簡便な手続で利便性が大幅に向上されておりますが、今後のふるさと納税の特典等の方針についてお伺いいたします。

以上2点について、よろしくお伺いいたします。

次に2項目めでございます。危険な空家等への固定資産税優遇措置の廃止についてでございます。

土地・家屋に固定資産税が課税されていますが、今まで住宅が建っている土地は、最大6分の1まで固定資産税が軽減されておりました。ところが、先般の税制改正において、平成27年度から特定空家、つまり危険な空家等として特別法に基づく勧告の対象になった空

家については、固定資産税及び都市計画税において優遇せず、更地のほうが税負担を軽くするとしております。これは、長年放置されていた危険な空家等に一石を投ずる税制改正であると考えます。

今後、空家は、優良な空家等と危険な空家等に分けられ、優良な空家等は売買や賃貸の対象として若者定住化に資することができますが、後者の、倒壊や環境に悪影響をもたらす危険な空家等は、税制面より優遇を外し、撤去・更地等の促進を図るとされ、今後、空家といっても2つの行政対象に分けられていくものと想定されます。

3月定例議会で原島議員より「空家対策の推進について」というテーマで一般質問が出され、全般的方針に関しご答弁がございましたが、今回はその中で特にこの危険な空家等に絞って、2点についてお伺いいたします。

1点目として、奥多摩町における危険な空家等は、現在どのくらいあるでしょうか。

2点目として、危険な空家等に対し、今後、どのように対応されていかれるか、課税等も含め、お考えをお伺いいたします。

以上2項目についてお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番石田芳英議員の一般質問について、お答え申し上げます。

初めに、ふるさと納税を推進し、奥多摩町のPRと税収増加についてのご質問であります。多くの人々が、生まれ育った地方の自治体から医療や教育等さまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入らないこととなります。

そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかと、そんな問題提起から始まり、地方間格差や過疎化などにより税収の減少に悩む自治体に対して、格差是正を推進するための新制度として、数多くの議論や検討を経て、平成20年に生まれたのが「ふるさと納税制度」であります。

この制度は、納税という言葉はついていますが、実際には、都道府県、市区町村への寄附であり、その趣旨は、貢献、応援したい、ふるさとに対して、感謝の気持ちや恩返しを税金の転嫁という形で戻すこととあります。具体的には、自分の選んだ自治体にふるさと納税を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上

限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度であります。この控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。

しかし、ふるさと納税は、その活用により、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると評価される等、さまざまな意義をもつ制度であり、こうした点をさらに生かし、政府の最重点課題である地方創生を推進するため、平成 27 年度税制改正において、「ふるさと納税制度の拡充」が行われました。

今年度拡充された内容は、地方六団体の要望を踏まえ、特例控除額の上限が個人住民所得の 1 割から 2 割に拡充されたこと。また、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が 5 団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」も創設されました。

この「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、平成 27 年 4 月 1 日以降に行ったふるさと納税を対象として、納税先の自治体が住所地区区市町村へ控除に必要な情報を連絡することで、ご本人が確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みであります。ただし、5 団体を超える自治体にふるさと納税を行った方、また、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。

一方、この制度の利用者は、導入された平成 20 年度では約 3 万人でありましたが、近年、返礼品として地域の特産品が話題となったこともあり、平成 26 年度では 13 万人まで増加してきているところであります。この、ふるさと納税者に対する自治体からの返礼品として、牛肉や米などの特産品が高額化し、過熱している現状に鑑み、総務省から「ふるさと納税は当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であること」を踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民福祉の増進に寄与するため、各地方団体が、ふるさと納税にかかる周知、募集等の事務を行う際には、対価の提供との誤解を招きかねない行為や、趣旨に反するような高額な特産品など返礼品の送付等、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うことという要請文書が参っております。

町では、このふるさと納税の勧誘につきまして、ホームページに、「巨樹と清流のまち・おくたま、奥多摩町への寄附のご案内」と題して掲載しており、この制度を活用し、森林セラピー事業を中心に、人の心と体の健康維持や増進を図る事業を推進するためのご支援をお願いしているところであります。

さて、1点目の、平成20年度以来、今までの特典の状況や寄付額の状況についてのご質問でございますが、5,000円以上の寄付をいただいた場合、おくたま温泉もえぎの湯入場券10枚と、奥多摩山里歩き絵図の全21巻を贈呈しております。

また、寄付額の状況につきましては、平成20年の制度発足以来の当町での実績は、平成22年度・平成23年度は、ともに3件9万円、平成24年度は4件9万5,000円、平成25年度は22件、15万5,000円、平成26年度は44件、39万7,000円と年々伸びてきております。

2点目の、今後のふるさと納税の特典等の方針についてであります。西多摩地区の各市町村でも、ふるさと納税への取り組みを行っておりますが、このうち特典を設けているのは、当町の他では、あきる野市と檜原村で、あきる野市では、寄付金額1万円以上と3万円以上に分け、金額に応じてそれぞれ数種類の特産品のセットから1点を選ぶ方式を採用しており、一方、檜原村では5,000円以上の寄付の場合、やすらぎの湯の利用券10枚とジャガイモ焼酎1本、あるいは数馬の湯利用券3枚分とジャガイモ焼酎1本、また5,000円以下の場合、ジャガイモ焼酎1本を贈呈しております。

このふるさと納税制度につきましては、多くの自治体で、さまざまな特産品などの特典を工夫して寄付の勧誘をしているところであります。町でも開始以来5年が経過していることから、現在の特典の見直しを検討し、町ならではの魅力的な返礼品を用意するとともに、ふるさと納税の勧誘に関しましても、特典を含めた制度のPRを町ホームページへの掲載はもちろんのこと、ウェブ上にある全国の自治体が特典を掲載している「ふるさと納税ポータルサイト」への登録、また紙ベースで発行している「ふるさと納税ガイドブック」にも記事を継続して掲載し、PRに努めてまいります。

また、ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえ、そのような気持ちを抱いていただけるよう、我々町に暮らす住民がこの豊かな自然環境を初め、魅力ある生活、伝統文化、産業などを一生懸命守っており、少子化・若者の定住化対策など特色のあるまちづくり活動に頑張っているという姿勢を町外に向けて発信し、奥多摩町に貢献したい、あるいは森林セラピー事業などを応援したいというファン層の獲得に努めていくことで、ふるさと納税の一層の推進を図ってまいります。

つぎに、2点目の、危険空家等への固定資産税優遇措置の廃止についてであります。本年、第1回定例会において、原島幸次議員の一般質問にもお答えしておりますが、近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住あるいは、その他の使用がなされていない住宅などが年々増加して

おります。このような空家等の中には、適切な管理が行われていない結果、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあることから、今後、空家等の数が増えることにより、それがもたらす影響は一層深刻化することが懸念されております。

このような状況から、平成26年11月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、立入調査や倒壊するおそれのある空家に対する措置に関する項目など、平成27年5月26日付にて完全施行されました。この法律では、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、国においては基本指針の策定を行い、市町村においては空家等対策計画の作成を行うことで、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉と地域の振興に寄与するとしております。

全国における空家等の現状につきましては、平成25年に総務省が実施した「住宅・土地統計調査の速報値（平成26年7月29日公表）」によると、全国の総住宅数は6,063万戸となっている一方、総世帯数は5,246万世帯となっており、量的には住宅が充足しているものの、このうちの空家の数は約820万戸あり、全国の総住宅数に占める割合は13.5%と過去最高になっております。

また、旧制度では、住宅が立つ土地の固定資産税は、敷地が200平方メートル以下の場合には6分の1程度に減額され、空家になっても変わりはありませんが、解体して更地にするためと税率が元に戻るため、所有者が空家を放置する要因とも指摘されております。

今回、施行されました空家対策特別措置法では、近隣に危険や迷惑を及ぼす特定空家等については、市町村長は建築物等の詳細な現状を把握した上で、どのような措置を取るかについて迅速に検討するため、市町村職員または委任した者に特定空家等に立入調査をすることができるようになり、特定空家等の所有者に対して必要な措置を助言・指導・勧告及び命令することができるとともに、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、または履行しても期限内に完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、本来、所有者等が履行すべき措置を市町村が執行することができることと規定されております。

初めのご質問の、危険な空き家が現在どのくらいあるかについてでございますが、危険対象家き屋等は、そのまま放置すれば倒壊、もしくは保安上危険となるおそれのある状態であるか否かであることから、現在、町では、定住サポーター制度を創設し、全ての空家等について目視調査を実施したところ、初期段階のまとめでは374件の空家等が確認されて

おります。

現在、調査結果を基に、再度、自治会の皆さんより情報提供をいただき、より精度の高いまとめを行っているところでございます。この調査結果を基に、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、もしくは衛生上有害となるおそれのある状態、適切に管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態など、危険な空家等が把握されることと思いますが、現在では、より精度の高い調査データの作成に努めておりますので、危険な空家等がどのくらい存在するか、確認等調査を行っている状況でございます。

危険な空家に対して、今後、課税等も含めてどのように対応されるのかについてであります。適切な管理が行われていない危険空家等について、まずは、所有者等に連絡をとり、危険空家等の状況、状態を伝えるとともに、危険空家等に対する今後の改善方策に対する考えのほか、処分や活用等についての意向など、所有者の主張を含めた事情の把握に努めてまいります。

また、課税等につきましては、管理状況が悪く、人が住んでいない家屋であっても、固定資産税の住宅用地特例が適用され、当該家屋の敷地にかかる固定資産税等が最大6分の1に軽減されていることから、空家の除却や修繕、立木の伐採など、適性な管理が進まなくなる可能性があるとの指摘があります。家の中でも、特定空家等は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであり、その除去や適性な管理を促すことは、喫緊の課題でもあります。

これらを踏まえて、空家の適切かつ円滑な管理について、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年5月26日に施行され、法に基づく適切な実施を図るための指針、ガイドラインが示され、これを参考に特定空家にかかる土地については、固定資産税を課税標準の特例措置の対象から除外するとしておりますので、町としても、特定空家等が確認された場合には、同様な措置を講じることで、地域の安全・安心を確保するとともに、全町を挙げて、若者の定住化に向けて、空家あるいは、その敷地の有効活用を推進してまいりたいと考えております。

○議長（前田 悦男君） 石田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（石田 芳英君） ご答弁、どうもありがとうございました。

各項目1点ずつ、2点、再質問をお願いいたします。

1点目の、ふるさと納税を推進し奥多摩町のPRと税収増加をについてでございますけれども、ご答弁のように、国が加熱しているものを指導で抑制しているものの、有意義な

制度でございますので、今後検討されるというお話でしたけれども、特典につきましては、さらなる魅力アップを、ぜひお願いしたいと思います。

制度や利便性がよくなってもPRが足りないと注目されないかと思っておりますので、そこで再質問ですけれども、現在、いろいろな場所で活躍されておりますわさびーを、このふるさと納税の各場面においても登場させてPRさせれば、一躍税収増加に貢献されるのではないかと思っておりますので、このわさびーの登場に関しまして、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

2点目の、危険な空家等への固定資産税優遇措置の廃止についてでございますけれども、町内を歩いても、危険な空家等と思われる建物は各所がございます。いろいろと所有者の観点とか交渉等、困難が予想されますけれども、税制が改正されましたので千載一遇のチャンスであるとも考えられますので、この機に、危険な空家等の対策を、ぜひ進めていただければと思います。

再質問ですけれども、危険な空家等の建物とか、撤去をされたりしますと土地が更地状態になりますけれども、平地の少ない奥多摩町においては貴重な更地になると思います。この場合、観光トイレとか駐車場、そして今ご答弁がありましたように若者定住化等に有効活用の道が開かれていくのではないかと思っておりますので、まだ先の話なのですけれども、有効活用の推進につきまして、具体的な大局的なお考えがあるようでしたら、少しお聞かせいただければと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 1番石田芳英議員の1点目のご質問でございますが、ふるさと納税の普及あるいは増額に貢献するというところで、わさびーの登場はいかんということでございますが、ご質問のお話のとおり、町のわさびーでございますけれども、今、さまざまな場所で登場させていただいておりますけれども、一定の効果はあるというふうに私どもも考えておりますので、現在、まちのホームページ上にふるさと納税のサイトがございますので、ここにわさびーを登場させて、より親しみのある方法で、より一層の普及、宣伝に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（天野 成浩君） 1番石田議員の2点目の再質問にお答えいたします。

危険な空家等の建物を撤去した後でありましても、土地所有者等がございますので、第一に所有者の意向調査を確認いたしまして、交渉の余地がある場合には、まず、5駅周辺

につきまして、若者定住ゾーンにおきましては、町営住宅の整備ですとか分譲地の販売、若者用空家バンクの登録など、積極的に土地の確保、また交渉に努めてまいりたいと考えております。

また、それ以外につきましても、第5期長期総合計画に掲げました土地利用方針に基づきまして、地域の特性にあった土地や、いなか暮らし支援住宅など、土地の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、1番石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、3番高橋邦男議員

〔3番 高橋 邦男君 登壇〕

○3番（高橋 邦男君） 今回、2件の質問をさせていただきます。

1件目ですが、若者定住対策事業における若者住宅建設と空家バンクについて、お伺いいたします。

町では、少子化・定住対策の一環として、出会いの場支援や子育て支援、若者定住応援など、多くの手厚い事業を推進しています。特に、若者定住対策事業においては、若者住宅の建設や空家の活用を推進するために定住サポーター制度を創設するなど、住環境整備に対して積極的な取り組みが見られます。

これらの若者定住対策事業は、住居の確保ということはもちろん、地域活力の向上という点においても重要な役割を担っています。また、それを多くの住民の皆さんも期待しているところであります。

そこで、次の質問にお答えください。

今年度、小丹波地区に若者住宅の建設が予定されていますが、地域活力の向上という視点で考えたとき、町の若者定住促進ゾーンの中で特に地域活力の向上が必要とされる地域への建設を考えてほしいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

また、空家の活用を推進する定住サポーター制度の方針や、今後の具体的な取り組みについてお聞かせください。

2件目です。町の奥多摩観光の振興について、お伺いいたします。

奥多摩観光の振興は、子育て支援や若者定住対策とともに、町の過疎化・少子化の解消のためには、どうしても外すことができないことでもあります。町や観光協会を初め、観光関係の皆さんは、この奥多摩観光の振興のために、さまざまな施策や事業を展開されています。

私は、奥多摩観光の振興の鍵は、町外の方に、奥多摩に行ってみたいと思わせるような

PRの仕方と、また奥多摩に行ってみようと思うような観光サービスの内容にあると思います。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目です。都市部でのPRや営業活動の現状について、お聞かせください。また、今後どのようなPRや営業活動をされる予定でいますか。

2点目です。観光サービスとして、次のような方策はいかがなものでしょうか。町の考えをお聞かせください。3点あります。

①JRや西東京バスなどの交通機関とタイアップして、観光サービスを実施する。例えば、わさびーが電車のホームで出迎えをすとか、奥多摩に関するクイズを出して優秀者にはお土産をあげるとか。

②新たなお土産を開発する。例えば、わさびーのストラップというのはいかがなものでしょうか。

③日本一きれいなトイレを目指すのであれば、トイレの維持管理、清掃ですけれども、予算を増額し、清掃の質と量の向上を図るべきではないでしょうか。

確かに奥多摩町としては、平成25年度、たしか520万円という予算を組んで、翌年平成26年度からは622万2,000円ということでアップしているのですけれども、さらなるアップという意味で質問させていただきました。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、若者定住対策事業における若者住宅建設と空家バンクについてであります。本年、第2回定例会において、師岡伸公議員の一般質問にもお答えしておりますが、町では、少子化・定住化の課題に緊急的に対応するため、少子化及び定住化対策に特化した総合計画として、平成25年度から平成27年度までの3か年で実行可能な施策を盛り込んだ「奥多摩町少子化対策・定住化対策総合計画（緊急3か年計画）」を策定いたしました。この計画では、子育て世代の新規定住世帯を延べ40世帯受け入れ、年少人口400人を計画目標として定めて取り組んでおります。

これまでの取り組みにより、平成27年1月末と2月末の町の総人口を比較すると、13人が増加しております。中でも年少人口（15歳未満）では4人増加しており、平成22年5月以来、4年9か月ぶりの増加となりました。

また、平成27年度を初年度とする第5期長期総合計画がスタートし、まちづくりの基本

指針である基本構想において、定住化の促進に向けたゾーン別土地利用の方針を定め、第4期長期総合計画で戦略的な取り組みとして実施してまいりました。

奥多摩創造プロジェクトを引き続き継承し、今後10年間に見込まれる人口減少に歯どめをかけ、年少人口と生産年齢人口との人口構成を改善することを目標に、そのための最大の対策として少子化対策と定住化対策を最重点に推進してまいりました。

また、第5期長期総合計画においては、定住化対策として町内を3つのゾーンに分け、それぞれ若者定住促進ゾーン、中山間地定住促進ゾーン、山間地定住促進ゾーンとして位置づけ、ゾーンごとに地域の特性に合った賃貸住宅の整備、分譲地の販売や空家の活用など、定住促進に向けた土地利用の方向性を示しております。

若者定住促進ゾーンでは、町内のJR5駅周辺を中心として、徒歩15分圏内に安価で入居できる若者賃貸住宅の整備、安価な分譲地の整備や、若者に限定した空家の活用を計画しております。これ以外の地域を中山間地及び山間地定住促進ゾーンとして、若者定住化住宅の販売、住宅や土地の条件つき譲与などを検討しており、いなか暮らしがしたい、畑仕事がしたいという方々の定住を促進してまいります。

また、都会に住む方々が都会といなかの両方に滞在・居住する場所を確保し、それぞれの場所で仕事や余暇・趣味などのために使い分けを行い、交流を主たる目的とした交流居住の推進や、都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて多様なライフスタイルを実現するための手段の1つとして、中・長期的、定期的に滞在することを目的とした二地域居住なども推進してまいります。

初めのご質問の、若者定住促進ゾーンの中で、特に地域活力の向上が必要とされる地域への建設を考えてほしい、であります。現在、小丹波地区に若者住宅の建設を進めておりますが、平成27年度には、鉄筋コンクリート2階建てのメゾネットタイプを3棟8戸建設し、平成28年3月の入居を目指しております。また、平成28年度では周辺整備工事を行い、木造2階建てのメゾネットタイプの3棟4戸を建設し、平成29年3月の入居を目指しております。

全体では、6棟12戸を整備してまいります。小丹波地区以外にも寄付をいただきました鳩の巣駅周辺、あるいは、奥多摩駅、白丸駅、川井駅のJR5駅周辺については、若者定住促進のための用地の確保を目指しているところであります。

このような状況の中、特に、5駅周辺の中で白丸地区においては、平成27年4月1日付で、15歳未満の年少人口が1人、15歳から65歳未満の生産年齢人口が77人と、若者世代の人口が減少しており、今後は、若者の定住を促進することで、地域活力が向上するよう

努めるとともに、5 駅以外の地域においても空家の総合的な活用を推進し、若者の定住化を図ることで、町全体の活力の向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、空家の活用を推進する定住サポーター制度の方針や、今後の具体的な取り組みについてであります。現在、町では、空家バンクを開設するに当たり、平成 20 年度に町内 21 の自治会のご協力をいただき、空家活用事業の対象となる物件を 246 件、平成 23 年度は 218 件の調査を実施し、その結果に基づき事業を進めてまいりました。

空家バンクにつきましては、これまでに延べ 30 物件が登録され、うち契約成立物件は、土地・建物の売買が 15 件、土地の売買が 2 件、土地・建物の賃貸が 5 件の計 22 件の契約が成立しており、現在、8 件の物件が登録されております。また、利用登録者数は延べ 152 名で、2 年が経過して取り消した者 59 名を除くと、現在では 93 名が利用登録している状況でございます。

その他、第 1 回、第 2 回いなか暮らし支援住宅の募集の際には 250 件を超える問い合わせがあるなど、多くの若者世帯が奥多摩町に定住を希望しておりますが、現状では、空家の確保ができていないのが現状でございます。

このような状況であることから、空家等の確保や地域と連携した定住対策を行うため、本年 6 月 1 日付で奥多摩町定住サポーター制度を創設し、職員 52 名に私から任命を行いました。

この職員定住サポーター制度は、住民皆様と行政が協働して少子化・定住化対策を推進するため、町の職員が各自治会の状況を把握し、住民皆様と連携した空家対策などができるよう、制度を設置したものであります。

定住サポーターは、町内の 21 自治会に、2 名ないし 3 名を配置し、職員 44 名、事務局 8 名の計 52 名で構成し、その職務は、地区における定住相談及びその解決策の検討、空家等の把握、空家等問題点の解決に関する助言、協力、その他実態把握などの実務に当たってまいります。

制度の創設から現在までの取り組みについては、5 月 26 日に開催されました自治委員会議で制度の説明と協力をお願いし、6 月 11 日には定住サポーター職員の任命を行い、各自治会単位で現地調査を実施し、7 月末に調査内容の取りまとめを行い、定住サポーター活動調査記録の整理を行い、空家等の把握を行ったところでございます。

その結果、古里地区に 119 件、氷川地区に 185 件、小河内地区に 70 件の合計 374 件の空家が確認されております。そのうち平成 23 年度の調査以降、引き続きの継続空家は 218 件で全体の約 6 割を占めており、新規に確認できた空家は 156 件で全体の 4 割に達してお

り、前回調査より 72%の増加となっております。

この間、住民皆様には、空家等の活用方法として、定住サポーター制度、奥多摩町空家等促進事業交付金、及び若者用空家バンクなどについて、広報おくたま 6月号・7月号・8月号でお知らせし、あなたの空家を活用しませんかと題し、空家等の活用を促進し地域の元気づくりを推進するため、所有者に対して、町に寄付をすると上限額 200 万円、若者用空家バンクに登録する場合は上限額 50 万円、従来の空家バンクに登録する場合には上限額 10 万円の助成など、活用方法を提案したリーフレットを 8月5日に町内に全戸配布し周知してまいりました。

今後は、定住サポーターが調査した内容を、より精度の高い調査データとして取りまとめを行うため、再度、定住サポーターが各自治会に出向き、調査内容の整合性を図るため、各自治会長を初め地域の方々に聞き取り調査を行い、その結果をもとに取りまとめを行い、改めて、空家等の所有者の皆様アンケートにおいて意向調査を行ってまいります。その後、定住対策に活用できる空家等の所有者に対して、直接、活用の交渉を行い、空家等の確保を図ってまいる考えであります。

本年4月から、第5期長期総合計画がスタートいたしました。この第5期長期総合計画において、若者の定住化対策を最重要事業として位置づけており、若者が定住することで、祭ごとや地域のコミュニティが活性化し、消防団員の確保もでき、高齢者の見守りや町全体の活性化、安全安心にもつながってまいりますので、引き続き、定住化対策と少子化対策の推進を最重要課題として積極的に推進してまいりたいと思っております。

この空家に関しましては、数年前から空家バンクを含めて、空家対策特別措置法ができる以前から、空家の問題に取り組んでまいりました。

しかし、その取り組み方によっては、もう少し工夫をしてかなければいけないのではないかとこのように考えました。1つには、空家の特措法においては、危険空家に対するの勧告、あるいは行政代執行の法律がありますけれども、そうではなくて、この町にある空家をどのように活用するかということは非常に重要であるというふうに考え、私どもとしては、今申し上げましたように、若者にこの町に住んでいただくということに重点を置いて進めようということでもあります。

そのためには、従来から民間に任せていて、空家バンクだけで、それぞれの個人、あるいは個人同士の仲介をしていくという方法では、先ほどもご報告してまいりましたように、なかなか我々が考えている町の若者対策にはならないというふうに考えましたので、それではなくて、もう少し町自身が積極的に、この問題に取り組んでいく必要があるのではな

いかというふうに思いました。

過去には、栃久保あるいは棚沢等を含めて、安価な分譲地の販売を行い、若者を町の中にとめるという政策を実施してまいりましたが、それだけでは、現在奥多摩の高齢化率は47%であります。こういう点で、若者がこの町に住まなくなってしまうと、コミュニティ、あるいは安全・安心のための消防団員の確保も非常に難しくなる、そういう点では、みずからの町が積極的に若者確保を図る必要があるのではないかというふうに思っております。

特に町内から町外に転出する人もありますけれども、むしろ今後はIターン、今、私どもがやっている子育て支援の15項目につきましては、東京都あるいは日本全国においても、決して見劣りのしない子育て支援であるというふうに思っておりますので、これを理解していただき、若者がIターンして奥多摩に住みたいという人を、今後増やしていきたい。そのためには、先ほど申し上げました小丹波の若者住宅については、ただ単に公募をして若者に来てもらうということではなく、町の考えている若者自身に期待する安全・安心等を踏まえた人たちが、この町を若者で活性化していただけるというふうなインセンティブを与えて、誰もが抽選で入るといった方式は、ここでやめたいと思っております。

したがって、それらの条例につきましては、昨日の初日の議会で条例等を決定していただきましたので、早速それらのインセンティブをつけた募集について、小丹波の住宅については、今日からパンフレット等をつくりながらPRをし、町が何を考え、町の若者にどういう期待を持っているかということを含めてPRをし、この町の活性化を図って担う若者に住んでいただきたいというふうに、私は思っております。

次に、奥多摩観光の振興についてのご質問にお答え申し上げます。

当町は、昭和30年に奥多摩町が誕生して以来、一貫して観光立町を標榜してまいりました。そして観光の促進を図るため、昭和31年には奥多摩観光協会の設立や、大丹波川国際虹鱒釣場のオープンが、昭和33年には東京都初の国民宿舎思源荘が、昭和35年には、同じく国民宿舎として鳩の巣荘が整備されて以来、釣り場やキャンプ場、観光用公衆トイレ、もえぎの湯の整備など、現在に至るまで、ハード・ソフト両面の整備を継続的に行ってまいりました。

この間の観光客の変遷につきましては、合併直後の昭和32年は小河内ダムが完成し、団体客を中心に多くの観光客が訪れ、大変なにぎわいとなりました。その後、レジャーの多様化や旅行スタイルの変化などによりまして、一時は観光客の減少が続いておりましたが、この地域の最大の資源である森や溪谷など、自然を生かした観光に着目し、森林セラピー

事業を開始するなど、新たな観光に着手したことにより、現在、観光客は増加の傾向に転じることができました。

観光客が増加できた要因としては、森ガールなど、若い方の山ブームもあると思いますが、時代のニーズを把握し、行ってみたいと思われる観光地イメージを各種事業やPR活動により構築したことにあると思っております。

今日、休日の奥多摩駅前には、ホリデー快速が到着すると多くの観光客であふれ、西東京バスもこれらの観光客を輸送するため、臨時便の増発を行っておりますが、それでも乗車できずに、長いときには1時間近くバスを待っている状況になっております。

また、外国人観光客も、これまでのアジア系の方に加え欧米の方も多く見受けられるようになってきており、非常に喜ばしい状況が続いております。この状況が継続できますように、今後も努力してまいります。

さて、ご質問の1点目の、都市部でのPRや営業活動の現状と今後の予定についてでございますが、町では、公益財団法人東京観光財団が、都庁第1庁舎1階、羽田空港、京成上野駅の3カ所に開設している東京観光情報センターに通年で総合パンフレットなどを配置しているほか、都庁展望室で行われた写真展、東京ビッグサイトで7万人もの来場者を迎えて行われた「ツーリズム・エキスポ・ジャパン 2014」、東京ドームで42万人もの来場者を迎えて行われた「ふるさと祭り東京」において、PRブースや特産物販売ブースなどを設け活動を行っております。

都市部ではありませんが、青梅市役所駐車場で行われました、大多摩B級グルメや大多摩観光連盟の秋祭りや春祭りでもPRを行っております。これ以外にも、一般財団法人おくたま地域振興財団では、都立日比谷公園で行われた「みどりとふれあうフェスティバル」や、東京ビッグサイトで18万人もの来場者を迎えて行われた「エコプロダクツ 2014」にも出店し、森林セラピーのPRとあわせ、観光PRも行っております。

今後の予定につきましては、ただいま申しあげました毎年行われているイベント等に加え、本年9月に行われます「町イチ！村イチ！2015」におきまして、全国928の町村が一堂に集まる会場である東京国際フォーラムや、有楽町駅前では他町村のキャラクターとともにわさびーが登場する予定としてPRを行います。

来年度から施行される「山の日」を前に、この11月3日に都民広場及び都民ホールにおきまして、檜原村・山と溪谷社と共同して「第1回東京メトロポリタン・マウンテン・ミーティング」を開催する予定で、このイベントでも同様に奥多摩の魅力を発信するとともに、昨年度、東京都で策定いたしました「自然公園利用ルール」の普及を行います。

次に、観光サービスに関するご質問についてですが、わさびーによる電車ホームでのお出迎えにつきましては、JR八王子支社に問い合わせたところ、今や、奥多摩駅においては、土日・祝日に年々乗降客が増加しており、相当数の観光客がホームにおりる状況の中で、町のキャラクターであるわさびーがホームで観光客を出迎えた場合は、突然であることに加え、そのめずらしさとユニークさに観光客が群がり、ホーム内で一緒に記念撮影をするなど、せまいホーム内が錯綜し、その結果、観光客あるいはわさびーがホームから転落する可能性もあることから、乗降客のホーム内での事故防止や安全確保の観点からも難しいという回答を得ております。

このようなことから、春に行われました「セラピーウオーク」の際には、奥多摩駅前でお出迎えを行いました。8月8日に行った「第38回奥多摩納涼花火大会」でも、夕方から奥多摩駅前に登場し、来遊者のお出迎えを行いました。今後も「ふれあいまつり」など、町主催の各種イベントには積極的に登場し、わさびーの活用を図りながら、観光のPRを図ってまいりたいと思っております。

また、クイズ等による優秀者へのお土産等の提供による観光サービスについてであります。現在、町では山里歩き絵図、完歩者に賞品として温泉券等の賞品をお渡ししております。また、これとは別に、「多摩川イベントラリー」や、本年、町で開催します「日本鍾乳洞サミット」、日本全国の9県にわたる鍾乳洞のサミットを、今年10月1日と2日に実施をする予定でございます。全国から大勢の方々が、日原鍾乳洞のサミットにご参加する予定でございます。これらも含めて、いろいろな状況の中で協働をして、スタンプラリーで特産品等の賞品をプレゼントする予定でございます。

また、観光に関しましては、いろいろと今までの状況等を鑑みますと、いろいろな状況がございました。特に閑散期である11月から3月までの間、奥多摩町の観光については、非常に観光客が少なくなります。と同時に、奥多摩町の旅館・民宿等を含めて観光客が少なくなっておりまして、議会の皆様のご同意を得ながら、2年ほど前から、1人について3,000円の助成措置を行いました。観光協会を通じて助成措置を行って、旅館や民宿の宿泊客の増強に努めてまいりましたところでございますけれども、今後もそれをやると同時に、この冬の閑散期を利用しまして、ちょうど今年は町政施行60周年記念事業でありますので、町の宿泊施設、旅館等も含めて、町民の皆様に、自分たちの町にある宿泊施設を利用し、町の皆さんも観光のPRの一翼を担ってほしいという意味で、町民皆様に無料宿泊券を、観光協会を通じて実施をしたいということで、議会の皆さんの同意を得ておりますので、その準備にかかっているところでございます。

次に、新たなお土産品の開発についてでございますが、平成 25 年度には、東京都産業労働局観光部の助成により、観光協会が「わさびチーズタルト」を新たなお土産品として開発をいたしました。販売状況につきましては、平成 26 年度 1 年間で 2 万 1,760 個、箱入りに換算しますと約 3,100 箱を購入いただきました。

また、この 4 月から「わさびーピンバッジ」を販売しております。200 個発売し 125 個が購入されておりますが、試験的に観光案内所だけで販売していることもあり、売れ行きは好調とは言えない状況でございますが、今後の売れ行きを見据えて、再生産を考えていきたいと考えております。

また、これとは別に、私自身がこの春、全国町村会会長と一緒に、北欧へ自治協会の視察に行っておりました。その際、欧州では、特に大きなシカを食にする、あるいはシカそのものをいろいろな意味で観光客に提供するという部分で、観光のお土産製品を買ってまいりました。

今、私どもの町で実施している食害対策のためのシカの確保について、肉等々の利用は一部しておりますけれども、角についての利用はしておりませんので、その角の利用をうまくできないかということで、何品かお土産品を買いながら、創意工夫をしながら、これを町の活性化につなげるために実行してみろということで、職員に指示をし、現在、試作品ができ上がっておりました。三種類か四種類くらいの作品ができ上がっておりましたので、これをもとに、とりあえず観光案内所で販売をし、さらにその枠を拡大しながら、シカの角の活用も図ってまいりたいというふうに思っております。

このシカの角のお土産品でございますが、現在では、シカの角のストラップとして、売れないかなということでございますので、もし、機会がございましたら、観光案内所で販売をしておりますので、見ていただく、あるいはご購入していただいて、PR していただければありがたいというふうに思っているところでございます。

最後に、日本一観光用公衆トイレがきれいな町実現に向けて、維持管理予算を増額し清掃の質と量の向上を図るべきではないかのご質問でございますが、きれいな観光用公衆トイレ実現に向けて、昨年度「奥多摩町観光用公衆トイレ整備・維持管理指針」を策定いたしました。この指針では、障害者や高齢者に配慮するとともに、インバウンド観光も視野にいれたシャワートイレ化などの整備を図って行くこととしております。整備につきましては、現在、町が管理する観光用公衆トイレは 41 カ所ございます。一度に整備することは費用の関係からできませんが、駅前トイレや利用頻度の高いものから、順次、計画的に整備を図ってまいりたいと思っております。

この整備によりまして、町の観光用公衆トイレは非常にきれいなものになりますが、議員ご指摘のとおり整備には時間を要します。また、継続的にきれいな状態を保っていくためには、清掃の質と回数の向上も必要となると思います。このため、指針では現在 20 の団体等に委託しております清掃業務を一元化するとともに、専従で清掃を行い、トイレ清掃のプロフェッショナルを育成し、あわせて回数の見直しを行うことにより、清潔で気持ちよく使えるトイレを目指す考えであります。

その業務をなりわいとすることで、雇用の創出と若者の定住化も図る考えでございます。専従清掃員につきましては、来年度に清掃回数と内容の検討を行った上で、必要人員を決定する予定でございますが、これらの見直しを行うことは、これまでよりも多くの維持管理費が必要となります。しかしながら、その費用は、日本一観光用公衆トイレがきれいな町を実現するために必要な費用であると認識しております。

いずれにいたしましても、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に、さらなる観光客の増加を図るため、今後も、奥多摩観光の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

特に、常々申し上げてまいりましたけれども、私自身は、今、先輩たちが昭和 30 年に策定した奥多摩の大きな目標である「観光の町」を標榜していく。これに、もう一度原点に戻って、町の自然あるいは町の水、あるいはここに住む人たちの雇用、また、従来から観光客に対するおもてなしのよさ等々を含めて、レベルアップを図りながら観光を推進することによって、町の活力をつくっていききたいというふうに思っております。

そういう点では、町のシンボルでありました鳩の巣荘を、3 年かけて 5 月 3 日に開館をさせていただきました。また、トイレ等につきましては、41 のトイレを日本一のトイレにするというのは、ウォシュレットを含めた、あるいは維持管理を含めて、どこにも負けない、観光客の皆さんが来たときに、きれいだなと言えるトイレにしたい。そのためには、いろいろな従来の部分で、町外から観光に来たお客様の、町長に対する手紙もいただきました。そういう点を踏まえて、少しお金をかけて、雇用の問題等を含めて回数を増やし、いつ入ってもきれいであるというようなトイレを目指したいというふうに思っております。

観光客につきましては、この 6 年間、奥多摩の駅の乗降客は増えております。

先ほど、一部をお話ししましたけれども、土日・祭日にはバスに乗り切れないという状況でございます。そういう点では、観光客は増えておるんですけれども、町自身、あるいは行政だけでは、観光の推進というのはできません。多くの観光客が来ていただいたときに、それに対するおもてなし、あるいは民間ベースで、どのようにしてお客さん方に、気

持ちよく帰っていただく。そういうことも一緒になって考えてもらいたいというふうに、私は思っております。

そういう点では、新たな観光協会を財団にいたしました。そういう人たちといろいろな議論をかわしながら、ただ単に公が先導するだけではなくて、民間ベースでやれるサービスというのはたくさんあるはずでございますから、そういうことと連携をしながら、観光の推進で、いろいろな意味で推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 高橋議員、再質問はありますか。

○3番（高橋 邦男君） ありがとうございます。

空家の活用については、若者定住化のために、ぜひ。そして、町が本腰を入れて取り組んでいるというお話をお聞きして、ありがとうございます。それから、観光についても、日本一きれいなトイレを目指して、口で言うほど簡単ではないと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問なのですけれども、1点、観光の振興についてなんですけれども、やはり観光の振興を考えたときに、リーダーシップを發揮するのは、町と観光協会だと思ひますね。その両者で、先ほども質問の中でも触れましたけれども、JRと西東京という、交通機関との連携、その辺が、まだできていないかなという自分の個人的な感想があるんですけれども、その辺の現状と今後の取り組み等についてお聞かせいただければありがたいですけれども。よろしくお願ひします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3番高橋邦男議員の再質問にお答えをさせていただきます。

観光協会、あるいはJR等々の連携が、どのような形になっているのかということについてでございますが、これまで、さまざまな部分で、観光協会あるいは奥多摩地域振興財団、小河内振興財団、そして奥多摩総合開発と、こういったところとは連携をこれまでも図ってきて、特に森林セラピー事業の推進ですとか、こういったところには、JR八王子支社長ですとか、そういった方にも加わっていただきながら、100名以上の方を委員としてお迎へして、みんなで考え、そしてつくり上げ、PRをしてきたというようなことがございます。

また、観光ビジョンの策定委員会でも、大多摩のイルミネーションの実行委員の方ですとか、グリーンツーリズムの実行委員の方、観光協会以外にですが、こういった方にも加

わっていただいて、今の奥多摩山里歩き絵図、こういったものができてきております。

こういった中で、やはり地域との合意形成を図って普及をしていくということが非常に重要なことだというふうに思っておりますので、ただいま再質問をいただきましたJR等の連携も、今後ますますやっていく必要があるというふうに考えております。

こういった中で、現在ですと、冬の宿泊誘致事業、それから、山のふるさと村の管理運営につきましては再委託という形で、奥多摩地域振興財団、小河内振興財団に、キャンプ場とクラフトセンターという分けで再委託をする、あるいはシカ肉の生産などにつきましても、そのような形でやっております。

内水面漁業の振興につきましても、5つの釣り場、3つの漁協を委員としてお迎えをして、今、計画策定に向けていろいろなご議論をいただいているというところです。

JRとも、今、青梅駅長とは非常にいろいろと密にお話をさせていただいております、今回の「東京メトロポリタン・マウンテン・ミーティング」につきましても、青梅線各駅にチラシを置いていただくようお願いをしたりというような連携をさせていただいているところです。

今後も、そういった形で、いろいろな団体と意見交換をしながらやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ちなみに、先ほど町長がお話しさせていただきましたストラップというのは、これが今、試作品となっておりますので、後ほどごらんになっていただければと思います。

以上です。

○3番（高橋 邦男君） ありがとうございます。

以上で質問は終わりにします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、3番高橋邦男議員の一般質問を終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時25分から再開いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番杉村良一議員。

〔5番 杉村 良一君 登壇〕

○5番（杉村 良一君） 私からは1点、学校でのいじめ対策について、お伺いいたします。

最近、学校でのいじめによる悲惨な事故が再び発生いたしました。多くの過去の教訓より、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立し、各地方公共団体及び学校の実情に応じた対策を確立し、連携を密にすることにより、いじめを防止するとの趣旨でありました。残念ながら、組織が形骸化している地域が多く、事故が減らないのが現状であります。

今回の事故では、担当の先生が被害生徒からの痛切な訴えが出ていたにもかかわらず、真剣に捉えず、他の先生にも相談せず、何の対策も取らなかったのが主な原因と見られております。

また、いじめアンケートにも適切に対処していなかったために、教育委員会には報告がなかったとはいえ、教育委員会は当事者意識がなく、日ごろからの連携がかけていたのではないかとの疑問が残ります。

学校でのいじめは自殺のような最悪な場合のみならず、登校拒否、精神不安定になり、大人になってもその影響が拭えない人が多く、その悪影響ははかり知れません。いじめを撲滅することはできませんが、いかに少なくするか、あるいはいじめの事故が起こった場合でも、いかに対処するかが重要であることは、言うまでもありません。

当小・中学校では、生命の大切さ、道徳教育等、十分な指導をしていると思われませんが、以下の3件いじめに関しまして、お伺いいたします。

1) 児童・生徒に対してどのような教育を、どのくらいの時間をかけて教育していますか。また、先生方には、どのような指導をしていますか。

2) 平成25年から配置されたスクールカウンセラーの活動状況は。

3) 教育委員会と学校当局との意見交換は、どのような形で行われていますか。

以上3点に関してお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番杉村良一議員の、学校でのいじめの対策についての一般質問につきまして、教育委員会の所管事項でありますので、教育長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） 教育長。

〔教育長 柄元 誠君 登壇〕

○教育長（栃元 誠君） 5 番杉村良一議員の、学校でのいじめ対策についての一般質問にお答え申し上げます。

平成 23 年 10 月に、滋賀県大津市内の中学 2 年生の男子生徒が、いじめを苦に自宅マンションから飛びおり自殺した事件を契機として、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年 9 月 28 日に施行されました。

しかしながら、杉村議員がおっしゃるように、この事件以降も、いじめに起因する凄惨な事件が後を絶たず、本年 7 月に岩手県矢巾町の中学 2 年生の男子生徒が、いじめを苦に自殺した事件は記憶に新しく、SOS を出し続けていたにもかかわらず対応できなかったという真相が明らかになるにつれ、救ってやることができなかったことに残念な思いを感じるところでございます。

さて、いじめ対策防止推進法の施行を受け、町教育委員会としても、平成 25 年 9 月に「奥多摩町いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を制定いたしました。その中で、いじめの定義を「児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と明確にし、道徳教育の充実等による未然防止、年 3 回のアンケート調査による早期発見、いじめを認知した場合には「学校いじめ対策委員会」を通じた組織的な早期対応についての徹底を各学校に指示しているところであります。

いじめにより児童・生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、いじめにより、年間 30 日または一定の期間、連続して学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合など、いわゆる重大事態には、警察を含めた学校サポート協議会及び各学校に設置している学校サポートチームを活用した対応を行うことになっています。これを受け、各学校では、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでいるところでございます。

さて、ご質問の 1 点目の、児童・生徒に対して、どのような教育をどのくらいの時間をかけてしているのか。また教職員に対する指導についてでございます。

各校とも、担任から児童・生徒に対して、朝の会や帰りの会において、いじめは絶対にいけないこと、相手の気持ちを考えて行動すること、いじめを見たり知ったりしたときには先生に報告することなどを、繰り返し指導をしています。

また、大津市の中学 2 年生の自殺事件を受け、平成 24 年 12 月にこども議会で採択した「奥多摩町小・中学校いじめ撲滅宣言」は、町内 4 校の小・中学校の児童・生徒一人ひと

りがいじめについて真剣に考え、その考えを学校でまとめ、さらに1校1校の考えを「いじめ撲滅宣言」としてまとめ、町全体のこどもたちの考えとして宣言したものであり、現在もその宣言内容の徹底を図り、いじめの未然防止、早期発見につなげています。

校長からも朝礼において、困っていることがあれば先生にいつでも相談することなど、校長講話の中で児童・生徒に対して呼びかけています。時間にすると5分から10分の短時間で終わるときもあれば、いじめにつながる事案が発覚したときには、道徳の時間や学級活動等で、1単位時間を使って指導することもあります。

教員に対しての指導としては、スクールカウンセラー等を講師とした校内研修を年1回以上実施し、東京都教育委員会発行のいじめ問題に関する研究報告書である「いじめ防止教育プログラム」の活用、DVD教材の視聴による、いじめ対策の研修を管理職から行っております。

また、年3回のふれあい月間の中で、ふれあい月間実践シートを配布し、教員のいじめ防止についての意識を高め、日ごろから児童・生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察して変化を見取り、管理職への報告・連絡・相談の徹底を指導しています。

次に、ご質問の2点目、カウンセラーの活動状況についてでございます。

現在、スクールカウンセラーにつきましては、東京都により各学校に1名ずつ配置されていますが、特に、統合新設校の奥多摩中学校には、町雇用により1名を増員し、古里中学校、氷川中学校当時のスクールカウンセラー2名体制で、生徒の心身のケアに当たっています。

また、スクールカウンセラーとは別に、町雇用により、児童・生徒が置かれたさまざまな環境の改善に向け、関係機関とのネットワークを活用しながら各学校を巡回し支援を行うスクールソーシャルワーカーを1名配置しております。

いじめ防止にかかるスクールカウンセラーの活用としては、児童・生徒への面接を実施し、古里小学校では、一般的にいじめの発生が多いとされる第5学年の児童を対象に、氷川小学校と奥多摩中学校では、全学年の児童・生徒を対象に面接を実施しています。この面接により、児童・生徒とスクールカウンセラーとの人間関係の構築が図られ、いじめ等の問題行動の把握及び解決に結びついていると考えています。週1回の勤務日には、授業や休み時間に校内を巡回することで児童・生徒の様子を把握し、様子に変化が見られる場合には報告することになっているため、より視野の広い児童・生徒への理解につながっています。また、各学校に設置している「学校いじめ対策委員会」にも参加し、児童・生徒にかかる情報を共有し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを含めた

組織的な対応の推進を図っております。

次に、ご質問の3点目、教育委員会と学校との意見交換についてでございます。

毎月開催される校長会並びに副校長会、年8回開催される生活指導主任会において、気になる児童・生徒の情報を学校から報告させています。

また、年2回、スクールカウンセラー等連絡会を開催し、学校と保育園のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、子ども家庭支援センター職員、教育委員会事務局が集まって、それぞれが持っている児童・生徒の情報を交換し、対応を協議する場を設けております。

これらの会議等で収集しました内容につきましては、毎月の教育委員会定例会で報告し、情報の共有を図るとともに、それぞれのケースに応じてご意見をいただいているところでございます。

また、年1回の教育委員による学校訪問では、学校の管理職の先生から、児童・生徒の状況について直接聞き取り、意見交換を行っております。

なお、町でも本年7月にいじめに関する調査を実施したところ、小学校、中学校でそれぞれ2件ずつ、計4件のいじめと認知した事案が報告されております。いずれの事案につきましても担当が適切に実態把握を行い、学校いじめ対策委員会で情報を共有した上で、いじめを受けた側、いじめをした側の双方に指導を行い、解決の方向に進んでいます。今後につきましても、双方の様子を見守り、必要に応じて支援、指導を行ってまいります。

いずれにいたしましても、全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。

しかしながら、当町にあっても、いじめと認知される事案は数件あるように、いじめはいつでも、どこでも起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ます。

このようないじめを防止し、次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えるためには、いじめ撲滅に向けた社会全体の機運を高めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関が一体となったいじめ撲滅に取り組む体制を確立していくことが重要であると考えています。

○議長（前田 悦男君） 杉村議員、再質問はありますか。

○5番（杉村 良一君） もう1件ございます。まずは、ご答弁、ありがとうございます。

大変いろいろ、緻密で十分な対策を立てて実行しているということ、理解いたしまし

た。また、本会議初日、課長より、教育委員会の説明がございましたけれども、その中で、報告書をいただいたわけですが、道徳教育、スクールカウンセラーに関しては二重丸の評価をしております、十分ないろいろと対策を立てていると安心いたしました。

さて、関連質問として、町長にお伺いいたします。

今まで、教育行政というのは、政治的に中立でなければいけませんものですから、一般行政から独立した機構で運営されておりましたけれども、組織が非常に形骸化してうまく機能をしていないということによりまして、2015年に改正地方行政組織運営法というものが施行されて、教育委員長と教育長は一本化して、そして、教育委員会の長は教育長が行うと。その教育長の任命は、地方自治体の首長が行うとされました。

今まで、一般的に市町村の多くが、教育委員長は教育に精通した教育のプロが、教育長というのは一般行政に深く関係しておりました行政畑出身の方が多く選ばれていたと思われれます。そういう中で、奥多摩町の場合は、教育委員長の任期がまだ残っております、その満了後に一本化すると伺っておりますけれども、その際、教育関係のプロの方を選ぶのか、あるいは行政畑出身者を選ぶのか、どちらを軸足にして選定するのか、任命者である町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） ただいま、杉村議員から再質問をいただきました。

教育長のほうから答弁をさせていただきますけれどもいじめの問題というのは、全国で非常にいろいろなところで起こって、そのときに責任を誰がどう持つのかという議論がなされました。

そういう点では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われまして、その行われて法律が改正され成立するまでの間、町村会としても、47都道府県の町村長がおりますけれども、928の町村の代表として、その問題について、行政委員会という委員会がございまして、いろいろな議論が行われました。

もちろん、教育の中立性の問題、あるいは今後誰が責任を持つかという問題も含めて議論して、国に対してそれなりの意見を申し上げたところでございます。そういう点では、今回の法律の改正というのは、都道府県知事会、全国市長会、全国町村会で、ある程度、煮詰まった部分が法律改正になったというふうに理解をしております。

特に法律の改正の大きな改正点でございますけれども、まず第1点目は、従来からの教育中立性をどう守るかという点を確保していこうと。もう1つは、いろいろな意味で責任

を誰に持たせるかという意味では、従来は教育委員会そのものが責任者でありましたけれども、それが各市町村長には報告だけだということで、その間のいろいろな情報交換をしながら手を打つ方法がないのではないかという議論がなされました。

したがって、今回の法律の改正の大きな点は、従来の教育委員というのは4年間の任期で、議会の同意を得て教育委員として就任をしていただく。その中の1人を、教育長として常勤で町長からの権限移譲を受けて業務に当たっていただくという制度でございました。

今回の大きな改正点は、教育長に責任を持たせようということで、教育長の任期は3年間、従来と同じように教育長を選任するに当たっては、市町村長が議会に同意を求めて、教育長として任命するという、従来は教育委員として任命をして、教育委員会で教育長を任命するというものでありましたけれども、議会に同意を求めるときについては、常勤の教育長として議会の同意を求めるというふうに変わりました。

それから、従来の教育委員は4年間、教育の独立性等を含めて、町長から罷免をされないということでもありますけれども、これも、町長が罷免することができる。これは、副市長村長も同じでございますけれども、いろいろな意味で町長がやっている政策、あるいは実行に基づいてのいろいろなそごを来したときには、その補佐である副町長は罷免できるわけでございますけれども、今度の教育長についても、その罷免事項が入りました。

そういう点で、今、杉村議員が再質問のように、一体どっちをどのようにしていくかという問題でありますけれども、4月から既に任期が終了した、あるいは教育長が交代をするというようなところは、新しい制度として出発をしております。

しかし、暫定期間で任期がある市町村長については、その在任期間については、それぞれの市町村長が判断をなさということでございますので、私どもの教育委員というのは、来年9月30日まで任期がございますので、従来どおりの方法でやっていっても、従来ほとんど支障はないわけですから、それを継続していきたいということで継続をしております。

ただ、1点違うことは、新たに総合教育会議を設けろということでございますので、町村長と教育委員会の教育委員と一緒にあって、町の教育に関する基本的な問題について、総合会議をもって、町長あるいは教育委員会がお互いに合意をした部分を教育の目標としようではないかということで、既に第1回目の教育総合会議を開催させていただきました。

ご質問の要点であります、一体、それでは今後どうするのかという問題でございますけれども、これはお互いにそれぞれの地域の特性があり、メリットもありデメリットもある

というふうに思っております。また、今、教育委員会の教育委員は5名おりますけれども、その中には教育関係者が1名、それから、もう1つは、途中の改定の時期に、子どもを持つ、あるいは子供を育てている人たちにも教育を担ってもらおうということで、現在の私どもの教育委員の5名の中には、そういう意味では、バラエティーに富んだ教育者であり、かつ子育てをしている、あるいは子育てをし終わった方々にも参加をしていただきながら、教育委員会として機能しているというふうに思っています

そういう点で、過去から現在のいろんな状況を見ながら、行政と教育委員会が一体となって子ども・子育てをどうしていこうかという点で、今後、その時期が参りましたら、どちらがうちの町にとっていいかという判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 5番、杉村議員。

○5番（杉村 良一君） 今、町長のお話を伺いましたけれども、いろいろな状況があるということで、よく理解できました。

私の住んでいる川井地区には、小学生が10人、7月の時点ですけれども、中学生が9人おまして、奥多摩で生まれた子はそのうち9人で、外で生まれた子が移り住んだ人のほうが、子供のほうが多いのです。これはどういうことかなと。やはり町のいろんな若者定住化対策とか子育て支援、空き家政策、そういう町の政策が徐々に効果をあらわしているのかなと思っております。

本日、高橋議員から関連の質問があつてご答弁いただきましたけれども、また、町長が本会議初日に、スピーチの中で、第5期の長期計画の中でも、これらの若者定住化対策、空き家バンク、子育て支援、さらに強化して実行していくという力強いお言葉をいただいたんですけれども、先ほどもちょっと出ましたけれども、奥多摩観光立町として頑張ると。それからもう1つ、実は旗印を上げていただいて、教育立町と。いろいろな、先ほど来より、経済的ないろんな支援と同時に、学校教育の充実をさらに図っていただいて、ぜひ、外の方が奥多摩に移り住んで子育てしたいと、そういう移住者をどんどん増やしていただいて、人口の減に対して少しでも歯どめができるようお願いしたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 最後のほうは要望ということで。

○5番（杉村 良一君） はい。

○議長（前田 悦男君） 町長でありますか。町長。

○町長（河村 文夫君） 今、ご質問いただきましたけれども、教育に関しましても、実

は非常に素晴らしい教育を、教育委員会、あるいは学校の先生方にさせていただいております。今年度実施しました全国の小学校・中学校の学力テスト、前々回もそうでございますけれども、小学校はほぼ平均的なのかな、東京都あるいは全国的に平均的なのかなというふうに思いますけれども、私どもの子供たちは素直なせいか、中学へ行って結構伸びているのです。全国平均、あるいは、東京都の中学校の平均より高い数値が出ました。そういう点で、子育てしやすい、あるいは教育に関しても、間違った先入観、教育を受けるのに、うちの町じゃなくて青梅へ行かないとなかなかいい教育をできないという、過去にそういう風潮があったようでございますけれども、私自身はいろんな会合でこの結果についてお話をしております。そういう点では教育委員会、それから、教育を私の町でやっていただく先生方、そういう努力をしていると。また、ここ数年前から、西多摩地域を希望する人々を東京都の教員で募集をしております。そういう点で、教員に関しましても、この町に来たいという教員が多くなっておりますので、そういう意味では、教員の待遇の問題等もどうしていくのかなというふうに思います。

もう一点、大きな部分は、子供というのは非常に宝物でありますから、教育委員会、あるいは学校任せだけではなくて、地域の中でみんなが子供を育てる、そういうことが一番大事なのかなというふうに思います。

そういう点では、非常に私自身はうれしいことがあったんですけども、田舎暮らし住宅を梅澤につくりました。練馬区から橋下さんという世帯、奥さんと夫婦、子供4人の小学生が2人、4人の夫婦が入ってくることで、今、実際に住み始めました。職業も練馬区にあったんですけども、奥多摩で、合うような、同じような職業につきまして、今、生活をしているわけでございますけれども、その中で一番うれしいのは、地域の子供たちが、子供たちが大勢入ってきたので、女性で支援する会をつくろうじゃないかというわけで、梅澤でそういうグループができました。そういうグループの中に、奥さんに来ていただき、困っていることはありませんか、あるいは、あったら私たちに言ってください、私たちにお手伝いさせてください。これが奥多摩のよさだと思っております。そういうことを町ぐるみでやれる町、一人一人がそういう気持ちのある町にしていくということが非常に大事だと思っております。

そういう点では、いろんな意味で入ってくると思っておりますけれども、もちろん高齢の方も入ってきて優しくすることも大事だと思っております。しかし、子育てをしている人たちが今一番大変であります。と同時に、将来を担うのは子供たちでありますから、その子供たちの、ここに住んでよかった、住み続けたい、また、私は町が大好きだというふうになってもら

うためにも、行政だけではなくて、地域の皆さんが、温かい手で、また温かい心で、そういうふうに接していただければありがたいなというふうに思います。

梅澤の件に関しましては、皆さんご承知ではないと思いますが、非常に私自身も感心し、自治会の会合に行きましてもお礼を言っているところでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。以上です。

○5番（杉村 良一君） ありがとうございます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、5番、杉村良一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番師岡伸公委員。

〔7番 師岡 伸公君 登壇〕

○7番（師岡 伸公君） はい。7番師岡です。

それでは2点、質問をいたします。

1点目は、空き家対策特別措置法と奥多摩町の現状についてでございますが、6月議会で、河村町長から、町独自の空き家対策を推進する、空き家を積極的に活用するというお話、方針を伺いました。この、特別措置法を奥多摩流に有効活用することが、町活性化の生命線の1つであるというふうに私も思います。

以下、質問につきましては、先ほどの石田議員、高橋議員の質問と重複いたしますので、別の角度でご答弁いただける箇所がございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目です。奥多摩町における小学校のキャリア教育についてお伺いをいたします。

7月の日本教育新聞に、小学校教育にキャリア教育をという記事が掲載をされておりました。従来、職業観教育、進路教育といった意味合いで、社会の出口に近い中学校や高等学校でのキャリア教育が主体でしたが、昨今は、教育効果が期待できるのはそれ以前ではないかとの見解で、小学校段階での導入を推奨する傾向が強くなっているとの内容でございました。確かに、進学や就職など、具体的な進路選択が迫ってくる中高生は、学校での進

路指導や事業所での職場体験などで、将来の自分像を現実的に考えるようになりますが、小学生では、身近な地域で働く人を取り上げ、事実を伝えるという範囲にとどまっているとのことでした。

これは、教える側の意識も重要なところで、小学校の場合には、中学校受験をする以外は、目の前に具体的な進路選択はありません。教える側にも実感が伴わないのも事実だと思います。しかし、同時に、小学生は将来への夢や目標を持ちやすい年齢でもあり、本格的なキャリア教育に取り組みやすい時期であるとも言えます。夢の実現のためにはお金がかかり、そのお金は保護者が生み出していること、子供であっても社会の一員として成長させてもらっていること、その感謝の念を自分たちが社会還元しようという参画意識を育てることなどが必要であることもあわせて掲載されていました。このことは、現代の世相を顧みても一番大切な家庭教育の根本ではないかと思います。

その意味でも、このキャリア教育を、低年齢層から取り入れることが必要ではないかと思うのです。キャリア教育の特別な時間を引き出すことは、現状のカリキュラム等で大変難しいこととは思いますが、今後の方向性としてどのように捉えていくか、所見をお伺いしたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 7番師岡伸公議員の一般質問にお答え申し上げます。初めに、空き家対策の推進に関する特別措置法につきましては、先ほど、1番石田芳英議員、また3番高橋議員の答弁の中でもお話をさせていただきましたが、重複するところがあるかもしれませんけれども、ご答弁とさせていただきます。

今回施行されました空き家対策特別措置法では、近隣に危険や迷惑を及ぼす特定空き家等について、市町村長は建築等の詳細な現状を把握した上で、どのような措置をとるかなどを迅速に検討するため、市町村長、または委任した者に、特定空き家等に立入調査させることができるようになったものでございます。特に特定空き家等の所有者に対して、さらには、必要な措置を、助言、指導、勧告及び命令することができようになりました。さらにはこの措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、または履行しても期限内に完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、本来所有者が履行すべき措置を市町村長が執行することができるというふうに規定されました。

この法律の中で、市町村の役割が示されており、関係内部の各所管部署との連携、必要に応じた協議会の組織、相談体制の整備等による法の実施体制の整備に着手をし、必要な

調査を通じて、市町村内における空き家等の所在及び実態の把握並びにその所有者等の特定を行うことが最も重要であるというふうに思っております。

必要に応じて空き家等対策計画の作成でございますが、各地域内の空き家等についてに対する行政としての基本的姿勢を住民に対して示しつつ、空き家等及びその跡地の活用についてもあわせて検討すること、さらには、適切な管理が行われておらず、結果として地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているわけ空き家等については、法に基づく立入調査を必要に応じて行いつつ、特定空き家等に対する必要な措置を講ずることが重要であるというふうに、特措法では示されております。

初めに、1点目の空き家特定のための実施計画についてのご質問でございますが、空き家等の対策計画の策定につきましては、この法律に基づき、市町村が計画を定める場合には、空き家等に関する対策の対象とする地区及び空き家等の種類、その他の空き家等に関する基本的な方針を定め、計画期間を設けて、空き家等の調査に関して、所有者等による空き家との適切な管理、空き家等及び除去した空き家等に係る跡地の利用の促進を行います。その上で、放置することが不適切であると認められるものについては特定空き家等に指定することになりますが、どのような空き家等が特定空き家等に該当するか否かは、判断する際に、参考となる基準等につきましては、国土交通大臣及び総務大臣が定めているガイドラインによって判断することになります。

いずれにいたしましても、今後、定住サポーターによる調査結果をもとに、適正に管理されていない危険な空き家等の把握ができることから確認された空き家が特定空き家等に該当するか否か、専門家による判断を求め、空き家等対策計画の作成等を検討してまいりたいと思っております。

この空き家対策特措法ができた原点は、東京都あるいは全国含めて、ごみ屋敷、あるいは全く住んでいないところの空き家について、何か被害が、いろいろな状況があったときに倒壊する、あるいは近隣に迷惑をかける、それ自身を特定空き家と認定をして、勧告等々をして、最終的には市町村長が実行できるというふうな法律でありますけれども、今、私どもが考えているのは、特定空き家等を特定することも必要でありますけれども、その空き家がたくさんある部分をどう活用できるかという観点に立って、両方の観点からこの計画を策定していきたいということで、サポートする職員を先ほど申し上げましたように任命し、今調査を実施しているところでございます。調査を実施した結果、消費者に対して、あなたの空き家はこういう状況であるけれども、実際に売なのか、貸すのか、あるいは壊して更地にするのか、また町等に売買をしてくれるのかというところまで突っ込んで調査

をしていきたいというふうに思っております。

現在までの状況では、サポーター制度、あるいは自治委員会の委員の皆さんのご協力を得て、先ほど申し上げたような件数の調査が完了いたしました。この調査の第2段階として、今2カ月ほどかけて、今申し上げたような調査を実施する予定でございます。さらには、空き家をするための、先ほどもふれておりますけれども、町のゾーニングによって、その空き家を活用して若者定住化をするゾーン、またそれ以外に、奥多摩に対して来たいという部分がございますので、地域によっては、畑を含めた人たちが、奥多摩で定住したいという、そういう希望があるというのも事実でございますから、そういうことも含めて、この計画をつくっていききたいと。さらには、従前ですと、町自身がそこまで突っ込んでいろんなことをしないわけでございますけれども、今、町の一番の重要な部分というのは、少子化・高齢化対策、特に若者の定住化が私自身は重要だというふうに思っておりますので、登記相談、それから、特に今空き家を見ますと、何世帯にもわたって全く手がつけられない。その手がつけられない理由としては、両親が亡くなってしまって、実際には家族が大勢いるけれども、その空き家の土地そのものをどう譲渡するかというところで困っているという問題もあります。

したがって、そういう問題も含めて、本来ですと、行政の職員がそこまでやるのかどうかというのはありますけれども、うちの最重要課題でありますから、そこまで突っ込んで、今回の事業は実施をしていきたいという気持ちで、この計画をつくる予定でございます。

特に今まで何件かやった結果を見ますと、兄弟がいるんだけれども、実際問題として相続が済んでいないと。相続が済んでいないということになりますと、司法書士を含めた専門家に介入してもらって整理をしなければいけないということも含まれておりますので、計画をつくってすぐ実行するまでの間、細かいそういう問題が必ず出てくるというふうに思っております。空き家の中では、山林がある、あるいは墓地があるということで、1年に一回、兄弟が帰ってくるうちもありますけれども、そうではない空き家がたくさんあることに気がつきました。そのネックとなっているのは、やはりそれぞれの兄弟が贈与をするときでございます。贈与の問題については、既にいろんなところでいろんなお話を聞いておると思いますが、今の相続法でいきますと、2分の1が自分の地である。両方亡くなっておりますから、家族全部に平等の権利があるということになりまして、非常に権利関係が複雑であるというのも事実でございます。もう二十年、三十年、両親がいなくて空き家になったということになりますと、さらに権利者が多くなりますから、そういう

問題も含めて整理をして、この空き家対策には当たっていききたいという決意でこの事業を始め、計画をつくる予定でございます。

次に、固定資産税の優遇措置除外の今後の影響でございますが、現在、居住あるいは利用されている小規模住宅及び一般住宅については、特例措置が適用されております。また別荘住宅は非住宅として位置づけられておりますが、月に一度程度住宅を訪れる場合は特別措置法が適用されません。そのほか、同一敷地内に旧住宅と新住宅がある場合、旧住宅に時々出入りすれば特別措置法が適用の対象となります。このように、特別措置法から除外される住宅の区分けが非常に難しい状況でございますので、現在、全町にわたりまして調査を行い、その調査結果に基づいて、国のガイドラインに沿った対処の仕方を実施計画としていき、さらには、私どもの町の一番重要な課題である問題につなげて、さらに突っ込んで、この空き家対策については実施をしていききたいというふうに思っております。

また、ご質問の優遇措置除外の今後の影響についてでございますが、全ての空き家に該当することではなく、ガイドラインを参考に、庁内関係、各部署と内部職員により空き家対策特別措置法に基づき、固定資産税等の住宅用地の特例に対し検証し、公正、公平な考え方で対処してまいりたいと考えております。

また、雑木や雑草に飲み込まれている住宅や、環境衛生上、近隣に迷惑となる空き家等につきましては、毅然とした考え方で対処してまいりたいというふうに思います。

次に、定住サポーターの制度の活用状況でございますが、現状についてでございますが、3番高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げましたけれども、本年6月1日に奥多摩町定住サポーター制度を立ち上げました。6月11日付で、52名の職員に、このサポーター制度の任命をさせていただきました。現在、先ほども若干ふれましたけれども、7月までの間に、定住サポーター各自治会を訪問して、自治会長さんのいろんなご助言をいただきながら、住民の皆さんと一緒に空家の現地調査を実施いたしました。現状では初期段階の調査結果として町内の空き家の数が思ったより多く、現在つかんでいる状況では374件でございます。さらに、今行っておりますけれども、この件数がさらに増えるという状況でございますので、それらを含めて、さっき申し上げたような次の段階に、精度を高めていきたくと。そのためには、8月下旬から9月上旬にかけて、定住サポーターの取りまとめた調査結果を集計して、再度、各自治会長さんに確認作業をお願いして、もれている空き家、新規の空き家、解体撤去された空き家などの追加修正作業を行っており、この確認作業が終了した後に、9月中旬から下旬の予定で、集計内容をもとにいたしまして、空き家等の所有者に対しまして、さっき申し上げました、壊すか、貸すか、売るか

というようなアンケート調査の意向調査を実施する予定でございます。

さらには、アンケート調査が終了した時点では、定住対策に活用できる可能性のある空き家等の所有者に対しまして、活用方法を提案した、奥多摩町空き家等促進事業交付金とあわせて、精力的に空き家等の活用交渉を進め、若者用空き家バンク制度など、奥多摩独自の施策により利活用できる空き家等の確保を行い、定住対策、少子化対策推進に積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

特措法自身についてはそういう部分でございますけれども、むしろ、この空き家を有効に利用することによって、あるいは、空き家と畑があるところ等々を有効的に利用することによって、田舎暮らし住宅のときにもアンケートをとりましたけれども、奥多摩に住みたいという人が相当数いるということは事実でありますから、そういう部分のニーズに合うように、この計画を定めて実行してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、2番目のご質問でございますけれども、奥多摩町における小学校のキャリア教育についての一般質問につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、教育長から答弁させていただきます。

○議長（前田 悦男君） 教育長。

○教育長（栃元 誠君） 7番師岡伸公議員の奥多摩町における小学校へのキャリア教育についての一般質問にお答え申し上げます。

中央教育審議会の今後の学校におけるキャリア教育、職業教育のあり方についての答申の中で、キャリア教育とは、一人一人の社会的職業的自立に向け、チャレンジする力や、他者とのつながる力など、基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力を育成する教育とされております。少子高齢化を初め、産業経済の構造的変化に伴う雇用の多様化・流動化など、厳しい社会変化の中で、ニートやひきこもりのように、精神的、社会的自立のおくれから、人間関係をうまく築くことができない若者が増加するなど、社会に活力を与えるべき若者が自立できないという状況が発生しており、大きな社会問題となっております。

このような状況の中、町教育委員会としても、児童・生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進することには大きな意味があり、学校教育の果たす役割は重要であると考えております。特に小学校段階は、社会人として必要な自立性や社会性を育て、一人一人の子供たちがそれぞれの進路を探索、模索する力を培う上で重要な基盤を形成する大切な時期と捉えております。

しかしながら、現在、町では、小学校におけるキャリア教育の目標を、具体的な将来設計を立てさせることはしていません。学級、学校、家庭、地域等におけるさまざまな活動を通して、将来設計の基盤となる夢や希望を育み、目標の達成を目指して工夫し努力することの大切さを会得させ、自信や自己有用感を高める機会を計画的に提供することが大切となります。

先日公表になりました、平成27年度全国学力・学習調査状況調査によりますと、奥多摩町の子どもたちは、「将来の夢を持っていますか」の問いに対し、「当てはまる」「やや当てはまる」と回答した小学生が88.9%、中学生が71.4%となっており、いずれも東京都の平均を上回っていて、将来への夢を持っている子供が多いことがわかります。そんな子供たちだからこそ、みずからの将来につながる、希望や目標を描くための力を育むキャリア教育の推進が効果的であると考えます。

また、小学校では、豊かなキャリア教育の実践によって、家族や友達、地域の人々への関心や信頼感を高め、多角的な視野から他社を理解するための基礎となる力を養い、人々が、みずから責任を果たしつつ、相互に支え合って、さまざまな集団や社会を築いている事実を知らせる必要があります。そして、子供たち一人一人がそのような集団としての学校や家庭、ひいては社会の一員であることを実感を伴って理解できるようにすることが重要となってきます。

中学校も含めた各学校においては、キャリア教育全体計画に基づき、各教科や総合的な学習の時間、道徳の時間、社会科見学、体験学習、学級活動、学校行事、日常生活など、学校生活全ての場面において、各教科の狙いを達成しつつ、キャリア教育で育成する能力を明確にししながら指導を行っています。

具体的には1つとして、他者との個性を尊重し、自己の個性を發揮しながら、さまざまな人々とコミュニケーションを図り、協力、協働して物事に取り組む人間関係形成能力、2つとして、学ぶこと、働くことの意義や、役割、及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす情報活用能力、3つとして、夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら前向きに自己の将来を設計する将来設計能力、4つとして、みずからの意思と責任で、よりよい選択、決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する意思決定能力の4つが、育成する能力の柱となります。

町教育委員会としましては、あくまでもキャリア教育という授業時間を設定するのではなく、従来どおりに各教科や総合的な学習の時間、社会科見学等の事業の中で、総合的に

力をつけていくことを方向性としています。小学校においては、総合的な学習の時間では、ボランティア活動、わさびやしいたけ栽培、ヤマメの飼育などを学び、また、社会科見学では、役場、消防署、郵便局、造幣局、製薬会社等、町内外の職場見学を行い、さらに体験学習では田植えや稲刈り、伐採、皮むきなどの林業体験や、沢登り体験を実施しています。これ以外にも小学校4年生以上で行っている宿泊体験学習では、奥多摩以外の地域の歴史や文化などに触れるとともに、集団生活を通して人間関係を築く能力を育て、集団生活のマナーやルールについて学習をしております。

小学4年生で実施している2分の1成人式では、10年間の自分の成長を振り返り、将来の夢や目標について、自分の考えを保護者や地域の方々の前で発表することで、家族を初め、地域の方々に対する感謝の気持ちを伝え、自分自身の将来の生き方について考えるよい機会としています。

なお、中学校におきましては、第2学年で職場体験を2日間実施し、奥多摩町内の施設や青梅市内の店舗での体験学習を通して、直接的に将来設計能力の育成を目指しています。さらに、第3学年では、上級学校訪問や授業体験を行い、自身の将来を踏まえた進路決定に役立てています。

このように、キャリア教育を推進する上で、学校教育の果たす役割は重要であると考えますが、一方で、望ましい勤労観や職業観の育成は、家庭教育によることも重要であると考えております。子供たちが保護者の皆さんの職場を訪問し、親の働く姿を見たり、保護者の皆さんから自分のお子さんに、働くということはどういうことか、また、将来の夢や仕事について親子で会話するということは、子供のキャリア発達を促す大切な経験だと考えます。子供たちが家庭の中から学ぶ機会があふれるように、保護者の方への啓発活動など、学校と教育委員会が一体となって奨励していきたいと考えております。

なお、教員のキャリア教育にかかる指導力の向上につきましては、校長会等で、キャリア教育にかかわる情報提供を行うとともに、2月の教育課程届け出のヒアリングの際に、キャリア教育全体計画及び年間指導計画を提出させ、キャリア教育の充実を図るための指導、助言を行っています。また、2年次教員研修、10年経験者研修において、キャリア教育を理解・進化させる研修を実施し、教員の指導力の向上を図っているところです。

今後とも、子供たち一人一人が生きる力を身につけ、夢と希望を持って日々の学校生活を送り、さまざまな課題に対応しつつ、社会人、職業人として自立していくことができるように、学校初め、保護者や地域の皆さんと一緒にキャリア教育を推進していきたいと考えております。

○議長（前田 悦男君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○7番（師岡 伸公君） 特措法の関連では重複した部分がありまして、本当に申しわけなく思います。ありがとうございました。

それでは、再質問ですが、特措法の関連で、空き家の状況は日々今変化していますし、これからますます多くなることが予想というか、当然迫っているわけですがけれども、例えば、耐震構造のところなどは補助が出ているようですがけれども、例えば、空き家の調査ですとかそういうものに対するものへの予算措置というのですか、そういうものが今あるかどうか、私はちょっと不勉強なんですけれども、今後、当然、奥多摩町だけではなくて全国的にこういう傾向なわけですから、国や東京都に対して、今後こういう予算措置について、どういうふうに市町村がやっていくかという課題も当然出てくると思うんです。そのあたりの見解というか、今、思ってる内容がございましたら、ひとつお聞かせいただければありがたいということが一点です。

それから、空き家予備軍となる単身家庭、それから夫婦のみの高齢者世帯というものも当然多いわけですので、そういう方々への、やはり今後の自分たちの家庭ですとか家ですとか、そういう身の処し方といったら失礼ですがけれども、やはりそういう意識を高揚させる啓発も必要になってくると思うんです。私などもばつが悪いと思っていますけれども、なかなか人間はせっぱ詰まらないとそういう考えだとか行動を起こさないとと思うので、先ほど、高橋議員の答弁の中に、町長が、アンケート調査を実施したりリーフレットを配布したりということがありました。そういう活動を続けていく、なおかつその当事者に意識を持たせるという意味で、もう少しその深く何かこれからやっていかなくちゃいけないのかなというふうに感じるのですが、そのあたりも、今後どういうふうに持っていくのかというところもお聞かせいただければありがたいなと思います。

それから、2点目のキャリア教育で1つお願いしたいと思います。キャリア教育の本質は、子どもたちの自己肯定感を高めることだという見解の記事も、その新聞に載ってました。自分はだめだと考えがちの子供たちに一人一人の可能性を生み出して、肯定的に捉え、何事にもやっぱり向かっていける、努力はうそをつかないという信念で指導してきたという小学校の校長先生の言葉もその紙面に載っておりました。

五、六年前に、奥多摩町に、星先生という方が講演に来られました。私、その話を聞いて大変印象深くて説得力があるなというふうに思いました。中でも印象に残ったのは、子供の人格ではなくて、行動を褒めたり注意したほうがいいんだよとその先生はおっしゃっていました。子どもは自分がいい子でないといけないという観念にやっぱりかられて、親

もやっぱりそういうふうな形で子供に接するという機会が今ふえてきてしまっていると。だから、自己肯定感が育っていないというところがその辺じゃないのかなとその先生はおっしゃっていました。褒めるときは人格ではなくて、その子のよい行動を褒めてあげてほしいなということ saying していたのがすごく印象に残っています。

その意味でも、自己肯定感を育てるための具体的な指導については、やはり子供だけじゃなくて、親御さんも含めた形での指導が必要なのかなというふうに思います。先ほど教育長の答弁の中でも、自分史をつくる上で、家族や地域への感謝をもって、それから、家庭教育の重要性と保護者への啓発活動というお言葉もありました。そういうふうなことを含めても、今後、子供たちだけじゃなくて親御さんへの啓発活動、学校現場での研修会だとか講習会がもっと私は必要だなと。それも、ほとんどの親御さんが出席できるような席というか環境をつくっての研修会、講習会で、自由参加にならないような機会を持っていたらありがたいなと思いますが、このあたりについて、ちょっとご見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 7番師岡議員の再質問についてお答えします。

特措法に係る耐震構造とか、調査に関する補助金につきましては、今現在、説明会等を行いまして、あと国からの財政支援とか、そういったものを今検討しておるところでございます。

それと、今、特措法につきましては、防災、衛生、景観、多岐にわたる政策課題となりますので、その中で、今、都市整備局のほうから説明会等もありますので、また、うちとしましては東京都から要請があります、空き家対策セミナーというものがございますので、その中から、一応今後の特措法に対するいろいろなご説明がありますので、その中から補助金だとか、そういったものを検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 企画財政主幹。

○企画財政課主幹（天野 成浩君） 7番師岡議員のご質問の部分でございますけれども、意識啓発の部分でございます。今回、空き家についてはこのようなリーフレットを配布させていただきましたけれども、このようなリーフレットを、やはり予備軍と申しますか、そういう世帯にも配布を今後考えていきたいと思っております。

また、広報奥多摩、またホームページ等も十分活用して、今後対策を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 空き家対策について、今主幹が言ったようなことなんですが、そのリーフレットの中のポイントは、さっき私が幾つかふれましたけれども、家族で中のものを片づけると非常にお金がかかってしまう。そういう場合で、町に提供してくれる場合には、今回、200万円出しますよという制度であります。

それから、空き家のいろんな部分で活用について、空き家バンクに登録していただく場合には一定のお金を出しますということでもありますから、師岡議員がさっき言いましたように、後年度につなげる部分というのは、その空き家バンクを活用しながら継続してつなげていくということをごさいまして、今回重要なのは、そのアンケート調査で手を挙げていただく人たちが、そのことをわかっていただきながら、自分のうちをどうするのかということを考えてもらいたいし、また町の職員が個々に交渉するときには、その辺まで突っ込んで確認をしてもらいたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 7番師岡伸公議員の3点目のご質問にお答えいたします。

平成27年度の全国学力学習調査、何遍も出てくるのですが、この中で、「自分にはいいところがあると思いますか」という問いがありました。これに対して、「当てはまる」「やや当てはまる」と回答した奥多摩町の児童・生徒の割合は、小学生が88.9%、中学生が75%ということで、これはいずれも全国、それから東京都の平均を10%ほど上回るという結果になっております。この質問を自己肯定感の質問と捉えたとしますと、奥多摩町の子どもは非常に自己肯定感を強く持っていると言えるかと思えます。

町の教育課程の中で、キャリア教育に係る全体計画というのを毎年2月にヒアリングをしております。この中で、各学校が、キャリア教育の目標として、将来にわたって強くたくましく生きていく人間を育てるために、自立した生き方の素地を培い、みずからの役割の価値、そして自己肯定感や自尊感情を高める指導を推進するというので、学校でも、この自己肯定感、高揚感を高める指導を重点項目としております。

一方では、この自己肯定感は一般的にゼロ歳から6歳までの未就学児の間にその土台が形成されるということも言われております。その意味では家庭での教育が、議員がおっしゃられるように、非常に大切なのかなというふうに考えます。子供に、愛されているんだという実感を持たせること、それから、やればできるんだという自信を持たせることが非常に大事なのかなというふうに思えます。子どもが頑張った過程を認めて、しっかりと褒めてやること、それから、子どもの話を真剣に聞いてやること、それから、子どもがお手

伝いなどをしっかりしたときにはありがとうという感謝の言葉を伝えることなど、家庭の日常生活の中で育むことが大切なのかなというふうに思っております。

教育委員会でも、学校教育の中で、保護者会等もありますので、その辺の教育については、家庭、保護者の方にも、研修回答も実施をしていきたいと思っておりますし、また、社会教育法の中でも、生涯学習の中で、家庭教育講座というのを毎年実施しております。昨年度も、事務報告書の380ページのところに掲載させていただいておりますが、これらの講座を使って、若いお父さん、お母さんを対象に、子どもたちの自己肯定感を育むような研修についても、講座についても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（師岡 伸公君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、7番師岡伸公議員の一般質問は終わります。

次に4番原島幸次議員。

〔4番 原島 幸次君 登壇〕

○4番（原島 幸次君） 4番原島幸次でございます。1点、質問をさせていただきます。

町公営住宅の住環境についてお伺いいたします。

公営日向住宅は昭和58年度、59年度に、公営栃久保住宅は昭和55年度に、町営栃久保第一住宅は平成5年度、第二住宅は平成6年度、7年度に、それぞれの建築されております。古い建物では築35年が経過して、建物の老朽化が随所に見られます。また、30年前の生活環境と現在の生活環境とでは、著しく変わってきております。公営日向住宅では、ガスの元栓が風呂場にあるため、元栓を開けないと台所でお湯を利用できないことや、台所とお風呂の給湯が同じため、お風呂に給湯しているときは台所にお湯が給湯されないため、冬場は冷たい水で洗いものをしなければならないので、非常に困っているということでございます。そこで、台所に給湯機か湯沸かし器が設置できないものでしょうか。

町公営栃久保住宅では、依然、結露対策として、部屋にはエアコンが設置されましたが、部屋の結露は改善したもの、トイレや風呂場などは改善できないままであり、壁面にカビが発生して、衛生的でないように思います。また、高齢者住宅などの庭草は、この夏の猛暑もあり、除草できないままで対応できない状況であると感じております。

そこで、町公営住宅の住環境について、お伺いさせていただきます。

1、町公営住宅での問題点を町は把握しておられますでしょうか。2番として、町公営住宅での不便をしている利用者の幾つかの問題に対し、どのような改善や検討ができておりますか、また図られておりますでしょうか。その点について、ご答弁をお願いできれば

ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 4番原島幸次議員の一般質問にお答え申し上げます。

現在、町営住宅は、公営住宅法に基づく公営住宅として、栃久保住宅と日向住宅の2団地で、延べ11棟44戸が、またこの地に町営住宅として、栃久保第1、第2住宅を初め、延べ32棟42戸があり、これらを合計すると、43棟86戸の住宅を管理しております。

この中で、築後30年を経ている公営住宅が50戸、全体の約6割を占め、最も古いものは、昭和55年に建設した栃久保住宅20戸で、この建物につきましては耐用年限に近づきつつあり、設備の老朽化や間取りの不便さなど、さまざまな問題点や課題が顕在化しているところであります。このため、特に高齢化に伴うバリアフリー化など、総合的な観点から、建てかえを検討する時期に至っております。

また、木造の町営住宅として、平成5年以降、高齢者や母子家庭向けの栃久保第1住宅7戸、若者向けの栃久保第2住宅9戸、ファミリー向けの除ヶ野住宅10戸、海沢若者住宅9戸の合計35戸を建設いたしました。木造住宅ゆえに、鉄筋コンクリート造と比べ、耐用年数が短く、定期的なメンテナンスの必要性が高くなっております。これら経年劣化した公営町営住宅につきましては、各戸の老朽化状況を踏まえて、建物の適切な管理や耐用年数の長期化を図り、利用されている皆様の状況やニーズに応じて、より安全で快適な居住空間を長期にわたり提供できますよう、平成25年度に、奥多摩町公営住宅等長寿化計画を策定いたしました。この計画は全ての公営、町営住宅を対象として、長期的視点に立って計画的な修繕や改善を行うことによって、安全で快適な住宅を確保するため策定したものでございます。

また今後、公共、施設の老朽化に伴う更新や改修が、大変大きな問題となっていることから、今年度におきまして、庁舎を初めとする箱もの施設から、道路など、インフラ施設まで、全ての公共施設についての現況把握を行い、長期的な更新、統廃合、長寿命化などの方向を定める、奥多摩町公共施設等相互管理計画を策定いたしますが、この中でも、今後町営住宅をどのように維持管理あるいは建てかえを行っていくか、方針を示してまいりたいと思っております。

初めに1点目のご質問の町営住宅の問題点を町は把握しているかのご質問につきましては、平成25年度に、公営住宅等長寿命化計画の策定に際し、全ての町営住宅を対象といたしまして、一次評価として経年劣化の調査を実施し、二次評価として躯体の安全性や居住性の評価を実施いたしました。さらには、3次評価といたしまして、維持改善か、建てか

えかの判定を実施いたしました。この調査の結果、全 86 戸の町営住宅のうち、修繕を行い、維持管理していくべき戸数が 66 戸、後建てかえすべき戸数が 20 戸という結果になりました。個別に申し上げますと、公営の朽久保住宅では、耐用年数の半数を既に経過をしている状況であり、屋根や外壁等の老朽化が進んできていることから、建てかえをすべきとの判定であり、日向住宅では、長寿命化を図るため、屋根の防水修繕や外壁等の塗装を行う必要がございます。また、その他の町営の木造住宅につきましても、全体的に金属屋根や外壁の劣化、鉄道防止等の部材も一部老朽化していることが確認されております。今後も住宅の維持管理につきましては、長寿命化計画に基づき、職員による定期的な点検を行うとともに、利用者からの情報収集にも努め、適切な修繕、改修を行って参ります。

次に、2 点目のご質問の町営住宅での不便をしている利用者の幾つかの問題に対してどのような改善や検討ができていますかのご質問にお答え申し上げます。

町では、定期的な保守点検に加え、利用者からの通報に基づく修繕につきましても毎年実施しており、昨年は台所、ふろ場の給湯器が老朽化により不具合を生じているとの連絡により、3 戸の給湯器の交換、修繕を行うなど、延べ 23 戸で設備の修繕を実施したところでございます。

今後はさらなる改善策として、実際に居住している利用者からの生の声を聞く仕組みとして、町営住宅利用者の意向アンケート調査などの、アンケートを実施し、今不便で困っていること、改修の要望などの情報収集に努め、利用者のさらなる住環境の計画的な改善につなげてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、改修、改築等については、非常に多くの財源が必要とされますので、計画的な財源確保を図りながら実施をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

○4 番（原島 幸次君） 大変ご答弁ありがとうございました。2 点ばかりちょっとご質問させていただきます。

まず第 1 点目なんですが、建物以外の住環境についてちょっとお聞きします。日向住宅や朽久保住宅、あるいは除ヶ野住宅、海沢若者住宅などの花木の剪定や除草について、現在、どのような対応をされておりますでしょうか。

また、今後、若者住宅の建築が増加するにつれて、そこに草木や除草が必要なことも増加することも予想されます。先ほど、町長のご答弁の中で、日本一のトイレにする、そのためには、専門性のある人、あるいは職員を、専門性のある掃除の集団をつくって、雇用

の創出を図るんだというようなお話ございました。それらをあわせながら、草木の剪定や除草も同じように環境整備をやっていただければどうなのかなというような1つの考えでございます。

もう一点は、栃久保住宅の中に、街灯がさびていたり、タールかかっているような電柱も、街灯なんですかありまして、ちょっと危険性もありますので、その辺が、先般見たときもあつたんですが、撤去されたのかどうかお聞きしたいと思います。その2点でございます。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 4番原島幸次議員の質問にお答えします。

1点目の日向住宅、栃久保住宅の草木、花壇の除草とかそういったものにつきましては、一応できる範囲では、居住者の方に共益費というものをいただいておりますので、草取りとかそういったものはやっておりますので、大きな規模のものにつきましてはシルバー人材センター、または職員が直接行って対応をしているところでございます。

また今後につきましては、今、委託料とかそういったものを取りまして、整備については充実していきたいと考えております。

2点目、栃久保住宅の街灯、危険性のあるところについては、まだ街灯につきましては撤去されていませんが、今後また町の職員が行って、確認を行いまして、危険を排除するために、そういった危険物については整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○4番（原島 幸次君） どうも大変ありがとうございました。これで質問を終わりにさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、4番原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番宮野亨議員。

〔2番 宮野 亨君 登壇〕

○2番（宮野 亨君） はい。2番宮野亨でございます。私からは2点お伺いさせていただきます。

最初に、湖面利用で地域活性化を。

町の人口減少に対し、大きな観光資源である小河内ダムに観光用の遊覧船等を利用し湖面利用することで、雇用の場を広げることができると考えます。ダムの湖面利用の活用については幾度となく議論されてきました。今回、政府は地方創生関連施策と方向性を示しました、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定しました。これは地域の稼ぐ力、総合力、民の知見の3つを引き出し、地方創生を進化させるのが狙いです。

先日、相模湖を視察し、遊覧船ツアーなどを運営している方から、湖面を利用した観光振興について意見を聞きました。相模湖は人造湖で、県内の電力源であり、上水道用水や工業用水として供給されているため、水質汚染対策として条例での規制があります。船舶の使用による水質汚染への影響について、許可を得る申請段階でしっかりと審査し、これまで影響は出てないとのことでした。観光資源として活用することで、かえって水質維持の意識を高めることができていることを強調されていました。

国内最大級の小河内ダムは、都民の緊急時の水がめとして管理されていますが、都内で消費される水の8割を利根川など他県からの供給で賄っているのが現状です。湖面利用として、浮島にソーラーパネルを設置し、エネルギーを確保し、夜間は広告やシアター等として浮かべることは大きな観光資源になり、ダム周辺の地域活性化にもつながります。停滞を招く人口減少に歯どめをかけるための地方創生です。地方創生の基本方針が閣議決定された今、このときをチャンスと捉え、国や都に働きかけていくことが必要と考えます。町としてのお考えをお伺いたします。

もう一点、2点目、町独自の子育て支援の拡充を。

大学生や専門学校生にも通学定期代等の助成をしていただきたい。記事に、香川県では、卒業後、県内で3年間働くことを条件に奨学金返還を一部免除する事業を実施し、卒業後にも地元にとどまる機運が広がりつつあります。これは、大学生の定着支援ではありますが、町でも子育て支援事業として、高校生までの通学費の全額助成をしていますが、地元感謝の気持ちを持った若者を増やしていくためにも、さらに独自の支援事業として、大学生や専門学校生への支援、定期代等の拡充を求めます。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 2 番宮野亨議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに湖面利用で地域活性化のご質問についてであります。奥多摩湖の湖面利用につきましては、既に町議会の中でも同趣旨の一般質問は繰り返されているところであり、毎年、東京都への予算要望を含め、機会のあるごとに東京都水道局に対して要望を行ってきております。また都議会におきましても、地元選出議員から、再三にわたり湖面開放を取り上げていただいておりますが、水質保全の問題等から実現に至っておりません。

ご承知のように、奥多摩湖は都民の飲料水の確保を目的に、昭和 32 年に完成し、既に 58 年が経過しております。ダム建設に際し、旧小河内村 945 戸 6,000 人の住民が移転を余儀なくされ、やむなくふるさとを離れることとなった方のお気持ちやご苦勞は、昭和 12 年に出版された石川達三の「日陰の村」という小説にも、ダム建設までの旧小河内村の困窮した状況が詳しく描かれるなど、後々まで多くの人々に語り継がれているところであり

ます。奥多摩湖は、このように大変大きな犠牲のもとに建設されたものでありますが、その後の高度経済成長に伴う首都東京への急激な人口増加に対応するため、多摩川水系に加え、利根川水系、荒川水系からの都民の飲料水を確保している状況で、現在ではその 78%が利根川と荒川水系で賄っており、多摩川水系は 19%にとどまっております。

町では、小河内ダム建設当時から現在に至るまで、奥多摩湖の湖面に観光用の船舶を導入し、奥多摩観光の一大拠点とすることを目標に要望を重ねてまいりました。東京都からは、奥多摩湖は都民の貴重な水がめであり、汚染要因のおそれがある湖面利用については、水質保全の面から困難であるという回答であります。

小河内ダムはその規模の特性として、流入水の滞留時間が長いことが掲げられます。相模湖の場合は、有効貯水量 4,820 万トンであり、流入量も多いことから水の滞留時間は平均 13.5 日でございますが、奥多摩湖は有効貯水量が 1 億 8,540 万トン、水の滞留時間は平均 7 カ月から 8 カ月を要しますので、貯水が 1 回交換されるので大きな時間がかかることから、相模湖と異なり、少しの汚染の負荷であってもアオコの発生要因となってしまうという状況でございます。

これからは、私自身がこの問題に取り組んでまいりました過去の経緯等を含めてお話をさせていただきます。

東京都の水がめは、将来の東京都の都民の飲料水を確保するということから、昭和 12 年からこの建設計画が始まっております。戦前、戦後を通じて昭和 30 年に完成をいたしま

した。その間、小河内の945世帯の人々が一時中断をされて、むしろ早くつくってくれというような運動が起こったということも、いろんな部分から残っております。私自身はその12年以降に生まれておりますので、いろんな過去に残った記録を読む以外にないのですが、けれども、その中で、いろんな部分で申し上げますと、一口で言うと、当時としては、公共施設の保障という部分と個人の保障という部分がありましたけど、むしろ個人保証を優先したという部分ではないかなというふうに私は思っております。私のおやじ自身も小河内の出身の移転者でございますけれども、当時のいきさつはよくわかりませんが、いろんな記録を読むと、そういう記録があると同時に、私自身が職員になって、奥多摩湖に遊覧船を浮かばせるというのは夢であり、またそれを実現していきたいというふうに思っております。

そういう点では、職員の時点では、相模湖にも調査に行きまして、当時としては油を使う船はだめだとか、いろんなことがございましたけれども、調査に何回か行ってまいりました。その一番の相違点が見つかったのです。それはなぜかという、奥多摩湖をつくるときには、小河内ダムに遊覧船を運行させることについて考慮しますという覚書がございます。今でも生きております。相模湖では、確実に遊覧船を浮かばせます。また、その遊覧船をやるためには組合をつくって地域の人がやってくださいという項目が覚書がございます。これは残念ながら写しをもらってくることはできておりませんので、私の頭の中だけに当時のことがありますけれども、そういう大きな隔たりがあることも1つでございます。

以降、そうであっても、一村が湖底に沈んで、小河内の人たちがその犠牲を払って、であるから考慮をしていただきたいということで、今日までいろんな意味での要望活動を行うてまいっております。

そういう状況の中にありますけれども、ただ単に観光の遊覧船を浮かばせるだけでは町の発展につながらないというようなことから、別の角度も含めて、並行的にいろんな運動をさせていただいてきております。

そういう点では、ハード、ソフトにわたって実行運動をし、一番大きな実行運動としては水道の一元化でございます。私どもの町の水道を都営並みにするには、当時としては、調査の結果、55億円かかるという数字が出ました。そのうちの2分の1の25億円、これは水道局が負担すると。あとの2分の1の25億円、残りの5億円ばかりありますけれども、そういう部分については、東京都自身が、水道局に対して支援をするということで決着を見て、平成21年には奥多摩町の水道の一元化が完成いたしました。現在の状況でいいます

と、水道施設を都並みにするには100億円かかるというふうに言われておりますので、将来にわたっての住民負担が、そういう意味では大きく減額できたのではないかなというふうに思っております。

また、それ以前に、平成10年度に、奥多摩湖周辺の下水道を完備いたしました。この奥多摩町の小河内地域の下水道に関しましては、東京都水道局自身が100%助成をし、さらには、現在でもその維持管理費を全額持っていていただいております。

そのようにして、ある意味では、片方の遊覧船の問題も、決してまだ諦めておりませんが、1つ1つ、住民にとって何がいいかという選択をしながら、私自身は行政を進めて今参っているところでございます。

いずれにいたしましても、過去から現在まで、東京都水道局と奥多摩町は、共存共栄の関係にいくということをお互いに誓い合っております。そういう点では、旗はおろしませんけれども、今後にわたっては、なかなかこの問題は困難な問題、また根拠が乏しいということも私が思っている1つであります。

したがって、それはそれとして、今後も、従前もそうでございますけれども、対岸にある奥多摩湖畔の路、これも3億円ほどかけて整備をしていただきました。森林セラピーロードとして今使わせていただいております。また、水源対策の交付金として、先ほど申し上げましたように、下水道の維持管理費については全額負担をしていただいております。そういういろんな互いの部分を加味しながら、今後もこの問題は引き続き要望、お願いをしてまいりたいというふうに思っておりますけれども、もう1つ大きな問題として、私自身が、これにかわる大きな夢としては、できれば、奥多摩湖の上につり橋をかけたいという夢も持っております。そういう点についても、既に水道局には提案をし要望書を提出しておりますけれども、今言ったような遊覧船の問題等を含めて、将来、観光に役立つような大きな部分については、これからもお互いに理解しながら、友好関係を持ち、また人と人のとのつながりを大事にしながらこの問題に取り組んでいきますので、超長期的な目で見ただけであればありがたいなというふうに思っているところでございます。

次に、町独自の子育て支援の拡充について、にお答え申し上げます。

近年、核家族化の進行、女性の社会進出の増加、個人個人の結婚観や価値観の多様化などを背景として、社会全体で急速に少子化が進行しております。町でも例外ではなく、子育てに不安を抱え、孤立感を抱く保護者が増加し、高齢化の進行に伴って、地域における養育力が低下してまいりました。

こうした社会情勢の中、家庭や地域を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、安全な環境

で安心して子どもを産み育てることができる地域の実現を目指して、平成 20 年 3 月に、奥多摩町子ども・子育て支援推進条例を制定し、子育ての第一義的責任を有するのは父母、その他の保護者であるという基本理念に基づき、保護者の責務、地域や関係機関の責務、町の責務を定め、その上で、それぞれがみずからの責務を認識し、協働し、子供たちを心身ともに健やかに育てるよう努力することとしております。町の責務としては、基本理念を十分に尊重した上で、家庭及び子育てに関する個人の考え方に配慮し、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し実施することに努めることとされ、平成 20 年度から子ども・子育て支援推進事業を実施してまいりました。当初、8 つの事業でスタートいたしました。毎年新規事業を追加し、平成 26 年度では 15 項目に及ぶ子育て支援策を実施しております。

この施策の実施に当たっては、事業の追加、拡充等に対して、保護者、地域住民及び関係団体の代表者で構成される子育て支援協議会から意見をいただき、住民皆様の意見を施策に反映できる体制も整ってきているところでございます。

もう既にご案内でありますけれども、一度に実施をすることは困難であるということで、最初は多子世帯に対する支援を出発いたしました。保育園の 3 子目以降の全額助成等を含めた多子世帯に対する支援を実施し、現在では、保育園に対する一子目からの保育に対しては全額助成、また、小学生、中学生の給食費についても、当初は 2 分の 1 でありましたけれども、財源の確保の見通しができましたので、昨年から全額助成をすることにいたしました。もちろん、医療費でございますけれども、医療費については、小学入学前については国では実施しておりますけれども、その時点で小学校 6 年生まで医療費の無料化を実施いたしました。現在では高校生まで医療費の無料化を実施しております。

また、今年、中学校が統合いたしましたけれども、中学校の統合に当たっては、生徒の制服、あるいは体育着等を全部新しくしなければいけないという問題が起きましたので、全額助成をすることとし、来年以降、中学入学する子どもたちにも、制服については全額助成をしていくというふうに決め、新たな項目を受けながら、現在では 15 目項目にわたる実施をしております。

特に宮原議員がご質問のように、学校の子供たちの通学費の問題でございますが、小中学生についてはもう既に実施すると同時に、当初は、高校生については、多子世帯、多くの子供のいる世帯については大変だということで始めましたけれども、これも昨年度から、高校生まで拡充し、現在、高校生については全額、どこまで通ってもその分を出すということで実施をしているところでございます。

もちろん、提案のありました大学生、専門学生等々の問題もございますけれども、やっ
と今、全額助成の新たな1ページを出発したところがございますので、真摯に受けとめな
がら、この問題について、今後、研究、検討してまいりたいと思います。

一番問題なのは、私たちの町にはなかなか、高学歴なところを出ても就職先がないとい
う非常な悩みがあります。しかしながら、この町で子育てをし、すばらしい子供たちが、
いろんな意味で勉強し、すばらしい高校、あるいは大学の教育を受けて、日本で、すばら
しい活躍をしてくれるというのが我々の望みでありますので、必ずしもこの地域にとどま
るということではなくて、大きく羽ばたいていただきたいなというふうに私自身は思っ
ております。

特にそういう意味では、ほかと違う意味でのことを皆さんにお願いをしているわけでご
ざいますけれども、全て、子ども・子育て支援事業については、申請主義であります。何
で申請主義であるか。私自身の理念である、権利と義務であります。権利を履行するから
には義務を履行していただかない方には、それらを支援する必要は全くないというふう
に考えております。したがって、申請をしていただいた方々、対象者については、税を
初め水道料、あるいはあらゆる料金についてきちんと納めている、そういう方々を支援し
ていこうというふうに加え、実施をしているところがございます。おかげさまで、いろ
んな理解を得ながら、人によっては、忘れていた人、あるいは気がつかなかった人もお
るようがございますので、猶予期間を設けながら、その人の理解をいただいて、ほとん
どの事業が何カ月かおくれによってきちんと納めていただき、助成が100%できている
という状況でございます。

今私支援が一番心配しているのは、国の子育て支援事業であります。この事業につ
いてはばらまきです。はっきり言ってばらまきです。税を滞納している人等々も含めて、
全部町にきたお金は、それを給付しなければいけません。そんなことであっていいので
しょうか。やっぱりそういう意味では、きちんとした部分を町から発信していきたいとい
うのは私の強い意志であり、このこと自身を住民の皆さん、あるいはそれを受けてい
ただく方々は十分理解してこの地域に住み、この地域のきずなを深めていただき、地
域の活性化に携わっていただきたいなという思いでございます。

この事業も8年目を迎えておりまして、全ての家庭に浸透していると思っております
けれども、申請を毎年停止をしていただかないと、これらは受給できないということ
を毎年実施していく予定でございます。それにつきましては、広報奥多摩、行政無線、
周知等に徹底すると同時に、滞納しているご家庭については、個々に職員が周知
をして、忘れていた、ある

いは今口座にお金を振り込んでいなかった等々を含めて、きめ細かに実施を今後もしていきたいというふうに思っております。

また、平成 25 年度には、これまで行政が取り組んでこなかった、若者の出会い、結婚から子育てまでを総合的に支援することで、短期間で一定の成果を上げることを目的として、奥多摩町少子化対策、若者定住化総合対策、緊急 3 カ年計画を策定し、先ほども答弁させていただいたように、若い人を 3 年間で 400 人程度増やしていきたい。それはなぜかというと、今、奥多摩町の高齢化率は 47% であります。このままの部分で何も手を打たないでいくと、この率はどんどん上がってしまいます。65 歳以上の高齢者がいる地域が、今、小河内を含めて四、五カ所ございます。そういう点を非常に危惧をしながら少子高齢化対策に進んでいくということが、今、町にとって一番重要な問題であるというふうに思っているところでございます。

したがって、この計画で個別に実施されてきたソフト・ハード事業を一体的に推進いたしまして、若者世代の定住化を推進するもので、子ども・子育て支援事業も、その一番重要な 1 つとして、町の少子化対策、若者定住化対策の目玉であるというふうに考えております。

子育て支援の取り組みは、近年注目を集め、同じように少子高齢化の現象に悩む他県の市町村から、先進市として視察に訪れるなど、全国に少しずつでございますが、知れ渡ってきております。町の財源というのはそれほど、毎回申しておりますけれども、決して裕福な町ではありません。行政改革をし、いろんな意味での努力をしながら、東京都に対する財政支援を毎年行っているところでございますので、費用対効果の観点も含めて、これらを検証しながら、この支援事業のあり方について、宮野議員からご提案ありました部分も含めて、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

15 項目につきましては、先ほど申し上げたようなことでございまして、今後は、その 15 項目の子育て支援に対しまして、町に若者が Uターンをしていただける、そのための若者住宅を関連づけて、今建設をしております。若者住宅の部分と子育てがうまく関連をしながら、あるいは、さっき、ふるさと支援住宅と同様に、町の地域の皆さんが一丸となっている、町が実行している部分が町にとって最大であり、最重点事項であり必要であるという認識をしながら、一体となって進むことが大変重要であるのではないかなというふうに思っております。

東京都の中にあっても、私は今、この子育て支援が一番だというふうに思っております。多分、調べてみてください、全国で見ても 15 項目のこれだけの事業をやっているところ、恐

らく 15 項目にわたってるところはないでしょう。そのうちの一部をやっているところはありますけれども、これだけをやっているところはないというふうに思っております。

そういう点では、職員の削減を行ったり行政改革を行うと同時に、町税の徴収率も、住民の皆さんの理解をいただきながら、東京都の中でも非常にいい成績を残しております。もちろん、東京都から支援をしていただくわけですから、努力をしないところには支援をいたしません。ルールによって奥多摩町だけを支援するということはあり得ないんです。そういう点で、東京都から金を持ってこいといったって、努力をしないで相手が納得するわけありません。相手を説得するためには、自分たちの、行政、あるいは自分たちの住民自身が努力をして、自立していくためにお互いにみんなで努力をして、こういうことが今一番大切なんだよということを訴えるのが一番いいというふうに思っておりますので、議員の皆さん、住民の皆さんも、このことを肝に銘じながら、一丸となってこの町をよくするために力をかしてほしいなというふうに思うところでございます。

その上で、今後も、町・議会・住民の皆さんが同じ目線で問題意識を共有して、町の宝である子供たちのために充実した子育て支援を推進してまいりたいと思いますので、宮野議員からご提言がありました大学生、専門学校への通学費の助成につきましても、これも検討に値する部分であり、ある意味ではきちっと財源が確保できた時点では出発できるのではないかなというふうに思います。

また、この子ども・子育て支援については、おそらく、すぐとはいかないと思いますけれども、国自身が動き出す時期が来ると思います。そういう先進事例として、町の議員の皆さん、地域の住民の皆さん、私たちが一丸となって先進事例をつくっていくために邁進していきたいと思いますので、ご協力を、また、ご理解をお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（前田 悦男君） 宮野亨議員、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○2番（宮野 亨君） 再質問といたしますか、ぜひ、しっかり検討していただき、先進事例に入って、また奥多摩町がもっと知れ渡っていただいて、若者に興味を持っていただく町になっていただくことを願ひまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、2番宮野亨議員の一般質問を終わります。

次に、11番清水典子議員。

〔11番 清水 典子君 登壇〕、

○11番（清水 典子君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

プレミアム付商品券の効果について。7月5日に販売された商品券の効果は、有効期限は7月5日から12月31日までなので、利用期間はまだまだありますが、地域消費の拡大、地域経済の活性化に資することが目的とされております。小売店、飲食店でも利用が多いと思われませんが、中間ですが、現況をお知らせください。

また、この秋には宿泊県が配置される予定ですが、その内容についてもどのように配付され利用できるのかもお聞きしたいと思います。

2点目は、ちょうど坂下中央線の今後の計画について。現在、坂下の途中でとまったままですが、今後の計画はどのようになっているのかお聞きしたい。また、多摩川下流に向かって、右岸の棚沢782番地付近が雨水等で侵食されております。以前から、自治会からも町へ要望が出されておりますが、砂防工事ができないものか、大雨のときには近所の方は、崩壊するのではと心配されております。計画があれば、お知らせください、

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 11番清水典子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、プレミアム付商品券の効果についてであります。国では、地域の消費喚起に向けた地域の実情に応じた取り組みを支援することを目的に、地域の住民生活と緊急支援のための交付金の実施を、平成26年度12月27日に閣議決定し、平成27年2月3日に補正予算を決定しております。

なお、本交付金につきましては、地域消費喚起・生活支援型と、地域創生先行型の2つに分類しており、プレミアム付商品券は、地域消費喚起・生活支援型に分類されます。また、東京都からはプレミアム付商品券及びふるさと名物商品券・旅行券を発行する場合に限り、国の交付金の2分の1に相当する額を上乗せ補助をすとの通知をいただきました。これを受けて、町ではプレミアム付商品券を発行することとし、平成27年第1回定例会に、繰越明許費として、平成26年度補正予算に計上し、ご決定をいただいたところであります。

事業は町から、青梅商工会議所への補助を行い、プレミア率30%で、500円券26枚を1冊とし、販売額を1万円とする商品券を3,500冊発行いたしました。販売機関は、青梅市に次いで西多摩で二番目となります。7月5日の日曜日に、文化会館、役場、旧小河内出張所の3カ所に特設販売所を開設し、行いました。当日は795名の方が来場され、合計で2,168冊を購入いただきました。また、残った1,332冊につきましては、翌月曜日から、奥多摩商業協同組合加盟3店舗で販売し、特設販売開始から5日後の7月9日に完売し、商品券の利用も販売初日から開始をいたしました。

ご質問の現在の利用状況ですが、プレミアム付商品券を加盟店130店舗で、8月までに

換金された商品は、金額で、2,805万9,000円、率で61.7%が利用され、地域経済の活性化の一助となっております。

また、利用の内訳についてでございますが、利用状況の多い上位5種は、一番が食料品で全体の21%、次にコンビニエンスストアと新聞が約15%、ガソリンスタンド12%、自動車修理工場は8%となっており、この5業種で全体の72%を占めております。

今後についてですが、発売開始から2カ月で全体の60%が利用されており、順調な状況ですので、しばらくは様子を見守り、有効期限が近づきましたら、利用忘れがないよう、防災無線、あるいは広報奥多摩等でお知らせをしてまいる予定でございます。

次に、町民宿泊補助事業についてですが、平成27年度当初予算の際にご説明いたしましたように、町政施行60周年を記念し、町民全員でお祝いするとともに、地元へ宿泊することで、雇用、福祉の向上、健康増進、家族のきずなの強化、郷土愛の醸成を図り、あわせて町全体で観光振興を盛り上げるため、庁内各宿泊施設で利用可能な無料宿泊券を配付することとしております。

ご質問の内容や、配付広報をどのようにするかについてでございますが、初めに内容につきましては、本事業に賛同する旅館、ホテル、民宿等を対象に、需要希望をされる町民一人につき一泊の無料宿泊券を配付することとしております。本事業の対象となる宿泊事業の募集は、10月に説明会を実施した上で決定いたしますが、宿泊額は、1泊2食つきで、民宿の場合、大人8,000円、小学生までは5,500円、旅館やホテルは、部屋にバスタイレがついている場合は大人は1万2,500円、ない場合は大人1万1,000円とし、小学生以下は、大人料金の7割とする考えであります。

事業の実施期間は、本年11月24日から来年3月までを予定しております。

次に、配付方法についてでございますが、本事業は委託料として計上し、事業の実施は一般社団法人、奥多摩観光協会へ委託する予定であります。宿泊補助を希望される町民の方は、宿泊希望日の2週間前までに観光協会に訪問をいただくか、電話、ファクス、もしくは郵送、またはインターネットから、住所氏名、年齢等の情報を記入の上、申し込みをいただき、宿泊券の配付方法は、申請をいただいた方のご自宅へ郵送する方法を考えております。

宿泊券を受け取った町民は、利用できる宿泊施設を選び、予約をしていただき、利用当日に宿泊券を施設に提出していただくことで精算となりますが、飲み物やお土産の購入などの費用は別途個人で精算していただくこととなります。

また、宿泊施設が換金する場合は、観光協会に利用された、宿泊券と精算申請書を提出

していただくこととなります。

以上が配付方法を含めた内容でございます。この事業によって、町政施行 60 周年を記念し、町民皆様が家族のきずなを強くし、健康増進を図っていただくとともに、奥多摩町の魅力を再発見していただき、ひいては郷土愛の情勢につなげていただきたいと考え、実施するものでございます。

したがいまして、これは住民皆さんでございますので、できれば、町外から親戚縁者も呼んでいただいて、自分の分は無料になるんですから、親戚縁者の一人や二人でもご招待をして利用していただければなおいいなというふうに私は思っているところでございます。

次に、坂下中央線の今後の計画についてでございますが、ちょうど坂下中央線につきましては、平成 18 年度から、平成 23 年度の 6 カ年計画により、東京都市町村土木補助事業により、延長 308.8 メートル、幅員 4 メートル、事業費 2 億 1,850 万円の予算で道路新設工事として実施いたしました。

この路線につきましては、現在、山鳩付近で行きどまりとなっておりますが、当初計画では、循環型の道路として雲仙橋の前の町道に接続する計画でございましたが、地権者からの同意が得られず、行きどまりの状況になっております。住民に身近な生活道路につきましては、循環することで住民生活における利便性の向上が図られ、さらには、災害時あるいは緊急時において、緊急車両の通行やその対応が迅速に行えますので、町としましても、高齢化する住民の安全・安心の確保の観点から、行きどまり路線は解消したいと考えているところであります。

この坂下中央線につきましては、周辺住民の利便性の向上のために、関係地主さんから貴重な土地を提供いただいた経緯もございまして、現在の位置までで建設を休止しておりますが、工事の休止から 3 年以上が経過しておりますので、同意をいただけない関係地主の方々に対して、再度、近隣住民の皆さんや自治会からのご支援をいただきながら交渉するとともに、懸案事項となっております雲仙橋の改良等も含め、住民皆様や自治会との協議を重ね、整備を伺ってまいりたいと考えております。

次に、砂防工事の契約でございますが、多摩川 728 番地付近の崩壊危険箇所につきましては、自治会からも要望書が提出されており、町からは保安林指定を受けた場所でもあることから、産業労働局所管の治山事業として整備していただくよう、東京都森林事務所に要望を上げるため、過日、現地調査を行ったところであります。

また議員からもご指摘のあったように、現地確認を行った際には、近隣の住民の皆さんからも不安の声もございましたので、住民皆様の安全・安心の確保のために、早急に治山

工事を実施してもらうよう、東京都に強力に働きかけをしてまいりたいと思います。

今後も住民の皆さんの身近に起こる問題につきましては迅速に対応することで、住民皆様の安全・安心が確保できるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） 清水典子議員、再質問はありますか。

○11番（清水 典子君） お願いします。再質問になるか、ちょっと。

今、町長からご答弁いただきましたが、またご挨拶の中でも、7月5日に販売をされて5日後には完売をしたということで、本当に、最初は他町村もなかなか売れないという話も入ってきたりしたものですから、奥多摩町でもそんなにはすぐに売れないんじゃないかなんていうものがあつたんですけれども、すぐに完売になってしまって、ちょっと驚きもあつたんですけれども、それだけに町民の期待が大きかったことだということなのでしょうね。

そして商店についても、今言われたように大変な金額が動いたようで、商店にとっては経済効果が、一時的ではありますが、結果としては町民も潤ったのではないかなというふうに思っています。

そして、1世帯3万円だったのですが、私たちは何げなく、3万円で3万9,000円分のお買い物ができると思っていたのですが、やはり1万円しか買えない方もいたということが現実なんです。その方たちも、3万円買ったらよかったのにねと言ったけど、やっぱりお金がと言われると、3万円欲しかったけど1万円しか買えなかったというのが現実で、そういうところは、本当なら3回に分けて買えたらよかったのになつていうのもちょっとありました。それは公平性ということから考えたら、お年寄りがたまたま、年金よりもちょっと前だったんですね、売ったのが。6月、8月が年金日だから、そのあれだったんですけれども、1万円買うのがやつとで、でもその1万円がとても大事なもので、とてもにこにこしながら買い物をしていて、皆さんがわいわいと、3,000円分余計に買えるんだよとかと言ってるその姿を見たら、それでも、結果的には本当に町民のほうに反映されて、このことはよかつたなというふうに思っております。

なものでしたから、今度、宿泊券がまた出るのですが、それは全町民に一人一枚という形で配付されることだから、たまたまこれは、ぱつと買ったからぱつと買っちゃって、買えなかった人も中にはいたようで、1万しか買わないのだから2万円どこかに余ってるのではないかなと思つたら、それも売れちゃつたみたいなので。そういう意味では、お年寄りの方たちは、わずかなものであつてもすごく楽しみに買い物をされていたというのが現実だから、この4,550万円の効果は大きいなというふうに思っております。ふだん食事や

買い物をするにしても少しずつ使っていたものが、ちょっとぜいたくができた部分もあったように思っております。

あとは、宿泊券については、今町長が言われましたように、自分がただなのだからと言われたのだけど、親戚を呼んでどんどん奥多摩を観光立町の1つのあれに呼んでくださいということだったんですけれども、私もこのプレミアム券ははとのす荘へ泊めて、使いました。親戚の者を呼んで。だからそういうふうに、確かにふだん使えないところにそういうものを利用するのはいいかなというふうに思っております。

それから、坂下線についてですが、これは計画があるので、多分、今急いですぐにやるということでもなく、予算がかかることですから、将来的には、ぜひ、あのままにしないでいっていただきたいということと、それから、五、六年前に崩壊されている場所は東京都で予算がついて、やはり地権者が賛同できなくて流れてしまったことがあるので、でも、きのうの台風の被害を見ていれば、なおさらのこと水をばかにできないなということもありまして、奥多摩がいかに住みやすく安心して暮らせるところなのかということも再認識しているところです。実際には、台風18号の被害というのは、もしかしたらテレビを見ていた人方はわかると思うけど、3.11の津波を一瞬思い出されたのではないかと思うほど、まさか鬼怒川のあんな川底を流れていた川があんなに暴れて決壊した様子を見て、本当に今も非常に皆さん気の毒で、とても心が痛んでおります。

当町においては、早々と災害対策本部を立ち上げられて、町の対応を図ったというのですが、国の対応は非常に遅かったのではないかというふうに思ってます、自衛隊の出動も。そういう意味と、この町は地形的にも雨に強いというのもちょっと感じて、安心できて、多分町民の方もほっとしてると思います。

そんなこともありまして、水の怖さは思った以上に怖いから、肝に銘じて、集中豪雨であるとか台風とかというのは、これからも万全の対策をとっていっていただきたいというふうに思っております。

ですから、急いで、はとのすのところも、道を早くつくれとか、何とかしろというには、順序もあるだろうし予算もあることですが、ぜひ私もそれを言おうか、さんざん迷ったんです、これから高齢化になって、10年もたったら私たちはどうなっているのかなと思って、言おうか言うまいかととも思ったのですが、やはりあのままはいけないなというのがあって、ここで質問させていただきましたけれども、将来的には計画をされるということですので、ぜひそうなることを願いまして、私の要望とさせていただきます。

プレミアム商品券も非常によかったなという感じです。どうもありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、11番清水典子議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 陳情第1号 平和安全保障関連法案の廃案を求める意見書採択についての陳情を議題とします。

本件については、去る9月8日、総務文教常任委員会に審査が付託され、9月10日に審査が終了しております。本日お手元にその結果が報告されております。審査の経過及び結果について、総務文教常任長、酒井正利議員よりご報告願います。

〔8番 酒井 正利君 登壇〕

○8番（酒井 正利君） 総務文教常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は9月8日に開会の第3回定例会第1日に審査を付託された陳情第1号 平和安全保障関連法案の廃案を求める意見書採択についての陳情について、9月10日、委員全員と総務課長の出席のもと審査を行いました。

まず、担当課長の説明を求め、事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

委員に意見を求めたところ、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し厳しさを増しているためこの法案は必要である、他国防衛を禁じた憲法解釈の根幹は変えていない法案であるなどの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第1号については不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任会の陳情審査報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、総務文教常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑を行います。陳情第1号の総務文教常任委員会委員長報告について、所管外で質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

1番石田議員。

○1番（石田 芳英君） 1番石田でございます。委員会が違いましたので、近隣市町村の状況についてお知らせいただければと思います。お願いします。

○議長（前田 悦男君） では、手元に資料がありませんので、後ほど報告いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、陳情第1号の総務文教常任委員会委員長報告についての質疑を終結します。

次に陳情第1号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 陳情第1号について、総務文教常任委員会委員長の報告は不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、陳情第1号については本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月18日となっておりますので、明日9月12日から17日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、明日9月12日から17日までの6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、9月18日午前10時より開議しますのでご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員

